

参議院商工委員会議録第八号

第一百二十九回

平成三年四月二十三日(火曜日)
午前十時一分開会委員の異動
四月十八日 辞任

合馬 敬君

山口 光一君

四月十九日 辞任

川原新次郎君

川原新次郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

服部 安司君

合馬 敬君

補欠選任

山口 光一君

川原新次郎君

高島 章君

名尾 良孝君

東藤 前田 梶原 計君

井上 政光君

岩本 大木

大木 合馬

藤井 向山

庄司 谷畠

吉田 浜本

三木 広中

忠雄君 正一君

午前十時一分開会

委員の異動
四月十八日 辞任

合馬 敬君

山口 光一君

四月十九日 辞任

川原新次郎君

川原新次郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

服部 安司君

合馬 敬君

補欠選任

山口 光一君

川原新次郎君

高島 章君

名尾 良孝君

東藤 前田 梶原 計君

井上 政光君

岩本 大木

大木 合馬

藤井 向山

庄司 谷畠

吉田 浜本

三木 広中

忠雄君 正一君

國務大臣

通商産業大臣

中尾 栄一君

池田 治君

今泉 隆雄君

- 商品投資に係る事業の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(内閣提出、衆議院送付)
- 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 中小小売商業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 参考人の出席要求に関する件

できる情報には限りがあること等から、悪質な業者との契約により投資家が不測の損害をこうむる危険も増大しております。このような状況に対応して、商品投資に係る事業を営む者の業務の適正な運営を確保し、もつて当該事業を公正かつ円滑にするとともに、投資家の保護を図るために、今般本法律案を提案したものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、内外の商品ファンドを販売する商品投資販売業者について、開業時の許可制を導入し、不適格者の参入を排除いたします。また、事業者に所要の書面の交付を義務づける等、投資家保護のため所要の規制を行うこととしております。

第二に、顧客から投資判断の一任を受ける商品投資顧問業者について、商品投資販売業者と同様、開業時の許可制を導入し、不適格者の参入を排除するとともに、所要の書面の交付を義務づける等、投資家保護のため所要の規制を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、慎重審議の上、御賛同くださいます。ようお願い申し上げます。

○委員長(名尾良孝君) これより、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案及び商品投資に係る事業の規制に関する法律案を便宜一括して議題とし、両案について質疑を行います。

○委員長(名尾良孝君) これより、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案及び商品投資に係る事業の規制に関する法律案を便宜一括して議題とし、両案について質疑を行います。

○庄司中君 私は、産業技術に関する研究体制の法律案について質問させていただきます。

まず、今回の法律改正の趣旨を読んでみますと、趣旨が二つあります。一つは、制度の国際的な

説明員

事務局側	常任委員会専門員	小野 博行君
科学技術庁科学技術政策局計画課長	大蔵省証券局業務課長	山本 幸助君
工業技術院長	特許庁総務部長	横田 捷安君
通商産業省機械情報産業局長	通商産業大臣官房企画官	坂本 吉弘君
通商産業省産業政策局長	通商産業大臣官房企画官	杉浦 賢君
棚橋祐治君	通商産業大臣官房企画官	辛嶋 修郎君
幸助君	通商産業大臣官房企画官	楢田 隆夫君
結城章夫君	通商産業大臣官房企画官	細見 真君
堀田隆夫君	通商産業大臣官房企画官	喜多 祥旁君
堀田隆夫君	通商産業大臣官房企画官	赤木 壮君
堀田隆夫君	通商産業大臣官房企画官	雨宮 忠君
堀田隆夫君	通商産業大臣官房企画官	照井 進一君

○委員長(名尾良孝君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
商品投資に係る事業の規制に関する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。中尾通商産業大臣。
○国務大臣(中尾栄一君) 商品投資に係る事業の規制に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。
近年、国民の金融資産の増加等を背景として、商品に対する投資ニーズが急増しております。そのため、いわゆる商品ファンドなどの新商品が販売され、一般の投資家も参入するようになつてしましました。こうした中、投資家がみずから入手

和、主として特許等でございますけれども、それの国際的調和の面と、もう一つは、国際貢献という面がございます。例えば具体的な措置としましては特許の研究成果の帰属、これが現在一〇〇%であったのを五〇%に改める。それからもう一つは、受託者の実施、これを廉価または無償といふように改める。これは、非常に通常の料金といいますか利用料を取っていたわけありますけれども、そういうふうに改める。これを国際的な制度と比較しますと、やっぱりいろんな問題がござります。この点については後で申し上げますけれども、それを国際的な制度、主要国の制度ございますけれども、それとの調和を図つてさらに国際貢献を進めていく、こういう二つの面があると思います。

ただ、私が考えますと、こういう研究開発といふものは、つまりこういうふうにしてあげるとかやつてあげるとかというだけじゃなくて、中長期に見えてきますと、我が國の方にも返つてくる問題が多いんじゃないのか。ですから、ある意味ではかなり認識の枠組みを広げまして、この施策を推進していく必要があるだろうというふうに思います。そういう点で、認識の枠組みといいますか、国際化と国益という関係につきまして、どういうふうにお考えになつておられるか、まずお尋ねしたいと存じます。

○政府委員(杉浦賢司) お答えをいたします。

技術開発力は、経済社会の発展の原動力であると考えております。我が国が二十一世紀に向かいましてこのような能力をさらに発展させるとともに、我が国に対する根強く主張されております基礎研究など乗り論、これは論拠は明確でございませんが、このような国際的批判にこたえまして世界経済の発展に相応の貢献を果たしていくということ、そのためには、我が国みずからが基礎的な技術開発の積極的な推進を図つていくことが極めて重要であると考えております。また、欧米諸国の一端におきましては技術開い込みというような動きが出ておりますが、これに

対しましても、OECDの場のような国際的な場におきまして、このような動きに対する懸念が表明されているところでございます。我が国といつては、科学技術の創造的活動とその成果の流れ、移転を活性化するといういわゆるテクノローバリズムでございますが、このような理念に基づきまして、産業科学技術政策を推進しているところです。

これまでサミットの場におけるヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムの提案、あるいは地球環境対策技術における先導的な役割を果たすなど、積極的にこの理念を実践しているところでございます。今回お願いをいたしております法改正も、またこの理念の実践の一環であると考えております。このようなテクノローバリズムの理念を率先して実践していくことが各国における技術開拓の動きを抑えるものとなり、中長期的には科学技術が我が国を含む世界全体にもたらす利益を最大のものにしていくと、このように考えております。

○庄司中君 もう少し具体的に入つてみますと、

○庄司中君 先ほどお答えがありましたけれども、長い目で見たときに必ずそれが返つてくる、こういう考え方があることにあると考えております。

先生の御指摘がございましたように、貢献といふのは、決してやつてあげるものというよりも、

○庄司中君 もう少し具体的に入つてみますと、

さつきも言いましたけれども、帰属については五〇%以上といふことがありますね。帰属につきましては、

○庄司中君 まだ乗りますけれども、この前の商標のときにもちょっと質問したわ

けでありますけれども、八五年から例の世界知的所有権機関がハーキュリーズをずっと検討しております。恐らくハーキュリーズの中にはこれに該当する項目があるかもしれませんといふふうに思われます

が、つまりこの制度を改定することによって、ハーキュリーズのレベルをクリアすることができるのかどうか、それとの関係がないのかどうか、その辺でひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(辛島修郎君) 先生今御指摘のとおり、ハーキュリーズについての専門家会合を重ねております。

そのハーキュリーズは、御承知のとおり特許権の付

分があるというふうになつてくるわけでありまます。主要国が全部利用については無償だというふうになっているのに、我が国は有償の部分があるということになりますと、やつぱり何といいますか、一種の相互主義という点から恐らく問題が出てくるんではないだろうか。特に、利用の部分についてそのことが言えないだろうか、そういう懸念がありますので、その点についてお答えいただきたく。

○政府委員(山本幸助君) 先生御指摘のように、

利用につきましては、無償または廉価となつてお

ります。実際に実施する場合には、一緒にやる、共同研究をやる企業の属する国の制度を見て、レ

シブロシティーと言つておりますけれども、相互

的に、向こうがそういうことをやつていればこつちもやりましようとなつております。これは、先

進諸国との共同研究が多いと思いませんけれども、もちろん発展途上国との共同研究も排除するものではございません。したがいまして、各國の制度を見まして、各國が無償であるということであればレシプロシティーということでもつて無償といふことが多くなるし、またその国の制度がそうでない場合もございますので、そういう場合にはそれに応じて取り扱いをする、こういうことになる

うかと思います。

○庄司中君 もう一つ国際関係から見てみます

と、この前の商標のときにもちょっと質問したわ

けでありますけれども、八五年から例の世界知的所有権機関がハーキュリーズをずっと検討しております。恐らくハーキュリーズの中にはこれに該当する項

目があるかもしれないといふふうに思われます

が、それから利用についての制度を改定することによって、ハーキュリーズのレベルをクリアすることができるのかどうか、その辺でひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(辛島修郎君) 先生今御指摘のとおり、ハーキュリーズについての専門家会合を重ねております。

そのハーキュリーズは、御承知のとおり特許権の付

与というものを中心として行われておりまして、

例えば先般も御指摘いただきましたが、先発明主が制限条項を持つていて、向こうはやつぱり何といいますか、それがそのままの関係がありますね。

で日本はいろいろな便宜を受けてきた。こちら側が制限条項を持つていて、向こうはやつぱり何といいますか、それがそのままの関係がありますね。

であります。つまり、何といいますか、今まで日本はいろいろな便宜を受けてきた。こちら側が制限条項を持つていて、向こうはやつぱり何といいますか、それがそのままの関係がありますね。

であります。つまり、何といいますか、今まで日本はいろいろな便宜を受けてきた。こちら側が制限条項を持つていて、向こうはやつぱり何といいますか、それがそのままの関係がありますね。

り制限的な条項を持つている国と共同ができるなくなってくる、こういうふうになつてくると思いますけれども、例えばその相互主義の要件というものをどんなふうに考え、どんなふうにこれから運用していかれるのか、その辺を、繰り返しになりますけれども、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(山本幸助君) お話しの相互主義でございますけれども、それが原則であるということございます。その場合に、実際にやる場合には、実は共同研究をする者の間でもって、契約といいますか、何らかの合意を結ぶわけです。その契約の中でもって、一体どうしようか、パテンントあるいはノーハウ含めてどうしようかということが普通にはその中で合意されるわけでございます。

御指摘のように、日本の場合には、今までやはり非常にかたい制度といいますか、ほとんど国とそれから実施の場合には有償となつておりますので、その点については従来非常にぎくしゃくするという場面がございました。そういうことを配慮しまして、今度の改正をしていただきますと、そういう意味での日本の今までの不便さというのはなくなるわけでございますけれども、一方、先生おっしゃいますように、そういうことのできるようになりますように、そういうことのできるようになりますけれども、なかなかないじやないかということでございます。

私ども実は、例えばA、B、Cという国がありまして、Aという国が非常に緩やかである、Bという国が中くらいで、Cという国はかたいというようなことがございました場合、その中で結局、全部で共同研究するわけでございますけれども、そのルールをつくるわけでございますけれども、そうした場合にはできるだけ私どもとしては緩やかな方、といいますのは、国に特許が帰属するとか、あるいは有償とか、そういうことで割と厳しくやる方でない方に合わせたらどうかというふうに考えておりますけれども、これは実際に実施する場合には当事者間でのいろいろな意味での合意、契約によるということでございます。

○庄司中君 今お答えがありますけれども、やっぱりケース・バイ・ケースで彈力的に相互主義を運用していただきたいということを申し上げておきます。

それから、国際関係だけじゃなくて、この制度に、利用の場合、実施の場合に、有償というのが入ってますね、さつきちょっと申し上げましたけれども、これは国際的には問題になり得ない、国際レベルを超えていと、いう話がさつきあります。つまり、国際共同研究に対する特例であることは、なぜ有償にしなければならないのか、ということはやっぱり依然として残る。主要国は全部無償になつておりますから、日本がなぜ有償にしなければならないのか、その根拠というのは、一体どこにあるのかということをお伺いします。

○政府委員(山本幸助君) これは有償にするかあるいは低廉にするかということがありますけれども、具体的なケースに応じまして、その研究開発に貢献している貢献度というようなことを主として見る。さらに言えば、先ほど言いました相互主義によって、相手が無償にしている場合には、主要国が無償なのに日本はなぜ有償にするのか、つまるだれだろうということでございます。

○庄司中君 私が聞いておりますのは、ほかの主要国が無償なのに日本はなぜ有償にするのか、つまり、貢献度とかなんとかと別に、制度として有償にした理由ですね、これが一体どうなのかといふことです。

○政府委員(山本幸助君) 先ほど申しましたように、これは主要先進国とだけやるわけではございませんで、その場合には発展途上国その他たくさんございます。現在、各国の制度を調べておりまますけれども、発展途上国でもかなり国際共同研究についているということで、この制度を導入するということをお願いしているわけでございます。

先生御指摘のよう、国内の人だけでやつた場合でも同じことがあるのではないか。その点につきましては、私ども今後の課題ではないだろうと考えておりますけれども、この制度を導入すると、やはり全額国が出ますといふことで国民の税金によって賄われる研究であるということを考えますと、やはり参加する企業のインセンティブと、いう問題と国の立場あるいは国有资产というものの調和ということが重要な観点であるというふうに思っております。

○庄司中君 今、企業のインセンティブという話が出ましたから、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。さらに申し上げますれば、基本的には全額国の費用とといふことでございますので、これはいわば税金で成り立っているという研究でござりますので、そういう意味では、ある程度国として

も、国で得た財産権といいますか、そういうものの管理といいますか、あるいはそういうものを適正に運用するというような観点もあろうかと思います。

○庄司中君 わかりました。次に進みたいというふうに思います。

今度の制度の改正というのは、今言つたような措置を国際共同研究だけに適用するということですね。つまり、国際共同研究に対する特例であるということになつておりますけれども、いわば共同研究というのは国際だけじゃございませんので、やっぱりむしろ国内の共同研究をどんどん進めいかなきやいけないということがあるだろうというふうに思います。ですから、帰属についても利用についても緩和をしていくという方向を、現在は国際共同研究だけでございますけれども、今後の展開方向としては、つまり国内企業との共同研究についても検討の余地があるのか、あるいは既に検討が始まつているのか、その辺まずお伺いしてみたいというふうに思います。

○政府委員(山本幸助君) 今回の法律改正の目的は国際共同研究を進めるという観点でございますので、国際共同研究を進める際に非常に障害になつてゐるということで、この制度を導入するということをお願いしているわけでございます。

先生御指摘のよう、国内の人だけでやつた場合でも同じことがあるのではないか。その点につきましては、私ども今後の課題ではないだろうか、これからすぐにそれを検討していく必要があるんじゃないのか、実はそんな段階に来ているような気がするのでありますけれども、今後の検討の緊急度といいますか、そんなところをちょっとお話しいただきたいというふうに思います。

○政府委員(杉浦賢君) 最近の技術開発につきまして、先生の御指摘のとおりだと思います。キャッシュアップの時代が終わりまして、まさにマーケットのはつきりしない研究開発をする、そこへ企業がみずから研究者を参加させるためのインセンティブとして国内企業の場合にも広げる必要があるのではないか、こういう御指摘であったと思います。

先ほど機情局長がお答えいたしましたように、この問題は、先生の御指摘のような要望があることを私ども承知いたしておりますので、今後とも検討を続けていきたいと考えております。

○庄司中君 要望としましては、やっぱり共同研究の分野をうんと広げていく、それがもう緊急な

課題になつてゐるんじやないかということを要望いたしまして、話がちょっと大きくなりますけれども、次の問題に移りたいというふうに思ひます。例えば、我が国の研究開発費の水準といふのを対GNP比で見てみると、これは主として分析

いたしました。たゞGNP比で見てみると、これは主として分析たというふうに思ひますけれども、見てみると、GNP比は二・五七%というふうにそのころ出でおります。八七年度というふうに思ひますけれども、出ております。この水準といふのは、確かに国際水準でございますよね。

ただ問題は、全体の水準の額はそこまでいっていわゆるわけでありますけれども、民間と国がどれだけ負担しているかという問題になりますと、各国とかなり違つてくる。研究開発費は、我が国では主として民間が担つているという形があるわけであります。例えば、この数字をとつてみると、国が負担している分が二〇%をちょっと超えていります。二〇・九%という数字が出でているわけであります。それから、一番多いのがフランスでございまして四〇%を超えています。そして、これはまだドイツになつておりますんで西ドイツの時代でございますけれども、これが三四・四%というふうになつてゐます。とにかく日本は政府助成が大きいといふことで、そういう問題提起をしてきます。アメリカでも、実は国防費を除いた数字をとつても、二七%を超えてゐるわけですね。ところが、我が国は、その政府負担が二〇%で、主要国からいきますと一番低いといふ点がござります。これを対GNP比で見ますと、やっぱり〇・五%程度にしかならない、政府の負担といふのはその程度にしかならない。

たしか、私の記憶によりますと、科学技術会議発費の負担を一%を目指すという問題提起をしたが行つた記憶がございます。そうしますと、政府の負担を、今〇・五%ですから、倍を目標にして進めていく。つまり、国際共同研究なりさらに国

内の研究を進めていくといふになりますとやつぱり金がかかりますのですから、同時にこの目標というものをどれだけ突き詰めてこれから考えていらっしゃるのか。その辺の御見解をお伺いしたいというふうに思ひます。

○政府委員(杉浦賢君)お答えいたします。

今先生から御指摘がございましたように、我が国の研究開発予算全体における政府の負担比率、それから政府の研究開発予算の対GNP比の数字が歐米諸国に比べて大差無いということは承知いたしております。

通産省といつたしましては、大変厳しい財政事情のもとでございますが、予算の効率的な運用に努力をいたしまして、着実に研究開発を進めているところでございますが、これから二十一世紀に向けて、基礎的、独創的研究開発を着実に進めていくためには、政府の研究開発予算の拡充が不可欠

であります。今後とも、先ほどの科学技術白書、あるいは「九〇年代における産業科学技術政策のあり方」においても提言をいただきておるわけでございますが、そのような意を体

○庄司中君 我が国の場合には、やはり何とい

ますか自然的な資源が少ないのであります。国土が狭いわけであります。その割には人口が多い

ということでありますから、やはり私たち、我が国が生きしていくためには知的創造力しかないわけ

でございます。むしろ、そこに力点を置いて、そつちの方を一生懸命にやつていかなきやもう生き残

れない、生きていく道がないということになろう

かというふうに思ひます。

それからもう一つ、私は、国が基礎研究といふのは、例えさつき申し上げましたように、民間に基礎研究とかそれから基盤技術の研究、そつちの方に移行はしておりますけれども、やはり何といましても基礎研究といふのは目的型研究にならざるを得ない。これは商売でござい

ますから、製品をつくるといふことが絶えず頭にある。だから、どうしても基礎研究に制約があるわけであります。それを、広い分野のリスクを伴つた長い時間かける研究といふのは、やはり国が申上げましたようだ。そういう点では、今は

ことは、日本の課題からしますと決して過大ではないというふうに思ひます。そういう点では、民間の研究とあわせましてその点についての配慮を一層お願ひしたいというふうに思ひます。

もう一度その点につきまして、一つの所信といいますか詰めた御意見をお伺いできればというふうに思ひます。

○政府委員(杉浦賢君)ただいま御指摘いただき

ましたように、本当の意味の基礎研究といふのは、やはり国が背負つていかないと考へておられます。

先ほどお答えいたしましたように、研究費の獲得にはできるだけの努力をしていくつもりでございますけれども、そのほかにも先生から御指摘がございましたように、科学技術が日本にとって非常に重要であるということを私どももいろんな機会に御説明をいたしまして、広く国民のコンセンサスを得るような努力もあわせて続けていきたい

と考へております。

○庄司中君 次は、具体的な中身につきまして、技術的なことですけれども、お伺いをしたいといふふうに思ひます。

例えば、帰属する場合に、国は五〇%以上といふふうに思ひます。そうしますと、共有すると

いうふうになるわけであります。その場合の持分ですね、五〇%以上でありますから、六〇%になる場合もあるし七〇%になる場合もある、五〇%を割ることはないといふ判断だと思います。

それからもう一つは、実施をする場合に、無償、

レベルです。どの程度にするかということもかなり難しい問題だらうといふに思ひます。さらに局長の方は、やはりお互いに相談をし合つて、いきたいといふうにも言われましたけれども、ケース・バイ・ケースだけじゃなくて、やはりえこひきをするといいますか、恣意的にならないために一つの基準が要るだらう。評価する機関なりなんなりがどうしても必要になつてくるんじゃないだろうか。ですから、その基準をどういふうに考へていらっしゃるのか。それにつけてお答えいただければといふうに思ひますけれども、ひとつお願いをいたします。

○政府委員(山本幸助君) 基準につきましては、政令等によつて決めるということになつております。

まず、持ち分でございますけれども、これにつきましては、現在想定されている政令では、二分の一を限度とするということで、共同研究した法人はマキシマムは二分の一といふことになります。限度といふことは二分の一より下もある、こ

ういうことでございますけれども、これにつきましてはさらに詳しい基準といふのは、運用の基準としてはさらにはさうしてはさらに詳しい基準といふのは今後できるかと思いますけれども、やはり法律が通つてからということにならうと思ひます。

具体的には、先生も御指摘になりましたように、一つは実際に発明した人の貢献度といふことでございますけれども、発明といふ場合でも、かなり既存のいろんな知見をあわせてやるような場合と本当に独自の知見で自分の研究であるという場合もございます。そうした貢献度といふのが一つ。それからもう一つは、先ほどお話をございました相手国との相互的なものでございまして、相手国の制度がどうなつていて、これにつきましても、今申し上げましたような基準といいますかメルクマールを基準にしまして、

今後具体的な実施のいろんな基準あるいは運用基準、そういうものを定めるということにならうかと思います。

○庄司中君 その場合に、例えば基準を文章化するということが一つあると思います、やつていくのに作文をして。それから、こういう場合に非常に難しいのは、それを評価する側といいますか、その辺が非常に難しいんじやないかということで

すね。つまり、これは有償か無償か、これは有償にしてどの程度か。つまり、貢献の度合いとかいうことを評価するというのは、大変やつぱり難しい問題だらうと、いうふうに思います。そういう点で、一つ考えられなきやいけないのは、その場合の評価システムですね。政令に書いたからそれでいいやということじやなくて、技術の評価、貢

献の評価というのは非常に難しいだらうと、いうふうに思いますので、その評価システムみたいなものをどんなふうにお考えか、その点もあわせてお伺いしたいと思います。

○政府委員(山本幸助君) 先生今御指摘のような実験的な内容につきましては、実はまだ詰めているわけではございませんけれども、一般的な考え方といたしましては、そうした共同研究が行われる場合にはそこで共同研究の目標設定といふものが行われます。また、その共同研究の評価委員会というのがどうせできますので、そういうことで目標設定に対する、どのぐらいの貢献といふふうに思いますけれども、これはさらに実施の段階でもつて詰めていきたいというふうに思っています。

○庄司中君 わかりました。後でトラブルが起きたないように慎重にやつていただきたいというふうに思います。次の問題は、共同研究の体制の問題であります。基礎研究の方にウエートがかかつてまいりますと、ある意味では、先ほどお話をありましたよ

うに、共通の目標と言いましたけれども、共通の目標だけで切れない場合がやつぱり出でてきますね。最初は共通の目標をこういうふうに決めたけれども、実はその研究過程の中で違った問題が出てきた、つまりわざ道にそれた方がいい結果が得られるかもしれないというふうな問題はよくあります。

それから、研究の場合には、お互いの発想の違つた人たちがぶつかった方がかえつていいという場合も間々あるわけありますけれども、つまりいろいろな場合が想定をされる。ある程度自由な環境がどうしても要る。目標でぎりぎりに縛つたらかえつていい結果が生まれないということはあるだろうというふうに思います。何といっても、研究といいますのはコンピューターがやるわけじやありませんので、コンピューターもやりますけれども、最後は人間の創造力なものですから、その辺の配慮が必要だらうというふうに思います。

ですから、そのチームの組み方、プロジェクトの組み方、目標の設定、あるいは研究過程の上でのそつちを伸ばすやり方とか、いろいろあるだらうと、いうふうに思います。そういう点では、プロジェクトの組み方、人の組み方になつてくると思いますけれども、この弾力化というのが非常にやつぱり必要なんじやないだらうか。

私が心配をいたしますのは、例えばできれば、大學であるとか國立の研究組織であるとか、これは地方の研究組織を含めまして、少なくとも國公は地方の研究組織を含めまして、少なくとも國公立の分野では、人事の交流とかあるいは兼職であるとか、それから出向をしようか、そんなやつぱり最適の組み合わせを考えしていく必要が恐らくありますけれども、既に法律も前にでき上がつたことありますし、この弾力化といいますか、特に研究開発の場合にはそれが非常に必要だと思いまして、どの程度進行して、どこに課題を今持つているのか、その辺をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○庄司中君 もう一つやつぱり心配な材料としましては、これも科学技術白書でちょっと触れておりましたけれども、一方において、民間を含めますけれども、既に法律も前にでき上がつたことありますし、この弾力化といいますか、特に研究開発の方にウエートがかかつてまいりますと、ある意味では、先ほどお話をありましたように高まつてきているということがござります。他方では、日本の経済のサービス化が非常に進みまして言われております。既に理工科系学生が製造業に入らない、むしろ金融とかそつちのサービス業に移行をしていく。しかも全体としてやつぱり人手不足。これはかなり長期的に考えなきやいかぬ問題。しかも、研究者といいますのはすぐれた人材でなければこれはいけないというふうになつてきますと、大変やつぱりしんどくなつてしまつります。

○政府委員(杉浦賢君) ただいま先生から御指摘がございましたように、基礎研究を進めていく上では、いろいろ異なる人の接点を広げること、あるいは自由に柔軟な体制が必要であると考えてきました、つまりわざ道にそれた方がいい結果が得られるかもしれませんというふうな問題はよくあります。そういう意味におきまして、産官学の連携あるいは国際的な交流というのが非常に大切になつてきつております。

○庄司中君 このような認識がございまして、昭和六十一年に研究交流促進法が制定されております。この法律の中で、外国人の研究公務員への任用が可能になりました。もう既に幾つかの例もございます。民間研究機関等への休職出向いたしましたときの退職手当上の不利益が解消されることになります。また、職務専念義務の免除による研究集会への参加などの特例措置が講じられております。しかししながら、御指摘ございました兼職、出向など国家公務員としての身分上の制約の一層の弾力化が必要であると考えております。通産省といつたましても、ただいまの研究交流促進法を初めとする所要の制度運用の改善を関係省庁とも十分連絡をとりながら進めていきたいと考えております。

なお、今後の問題点といたしまして幾つか述べさせていただきますと、兼職の弾力化という意味では、各研究所長への権限の委譲というようなものを見ていく必要があるだらうか、あるいは勤務時間外の制限の緩和、そのようなことがいろいろ考えられますが、これからいろいろの点で努力をしていきたいと考えております。

○庄司中君 もう一つやつぱり心配な材料としましては、これも科学技術白書でちょっと触れておりましたけれども、一方において、民間を含めますけれども、既に法律も前にでき上がつたことありますし、この弾力化といいますか、特に研究開発の場合はそれが非常に必要だと思いますので、どの程度進行して、どこに課題を今持つているのか、その辺をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○政府委員(杉浦賢君) 今御指摘がございましたように、最近、理工学系の学生の製造業離れが大変進んでいると伺っております。製造業は我が国の経済発展の基盤をつくておりますし、その技術革新の担い手である技術者、研究者が第二次産業に行かなくなつたということは大変深刻な問題だと思っております。

企業の場合はと、やはりひとつ製造業みずからが主体的に資金あるいは労働時間などの労働条件の改善を行つていただくことが重要かと思いまます。それと同時に、魅力的な研究環境あるいは作業環境をつくつていただくことが大切かと思つております。さらに、国の大研究所、大学においては、これは政府が中心となりまして、やはり研究体制、研究設備あるいはその運用などを思つております。

きましては、これは政府が中心となりまして、やはり研究体制、研究設備あるいはその運用などを思つております。さるに、国の大研究所、大学におきましては、これは政府が中心となりまして、やはり研究体制、研究設備あるいはその運用などを思つております。

うかと思います。このような形で、研究レベルが上がっていくといふようなことが理工系の学生を引きつける一つの魅力となると思いますし、そういう点での努力をしていくべきと考えております。

○庄司中君 かなり深刻なやっぱり長期的な課題だらうというふうに思います。

その課題の解決策としまして、女性の方に研究活動に参加していくだけとか、それから研究にキャリアを持ついらっしゃるかなりの年齢の方を研究活動に吸収していくとか、あるいは例えば海外からの研究者をふやしていくとか、いろんな手が考えられると私も思います。ですから、そういう点では、労働条件を上げていく、それから研究環境を改善していくのと同時に、やっぱりそんな対策も考えていかなければいけない。女性研究者に魅力のある例えは環境であるとか、既に大変な技術的な知見を持つていらっしゃる方を研究活動の中に吸収をしていくとか、あるいは海外とか、そういうこともこれから本気になって考えていく必要があるんじゃないかというふうに私は思いますが、それについて御意見はいかがでございましょうか。

○政府委員(杉浦賢君) 女性に魅力のある研究機関、あるいはキャリアの方、海外の人を引きつける、利用する、言葉はよろしくありませんが、その方々と一緒にになってやつてもらうということが重要ではないかという御指摘でございましたが、おっしゃるとおりだと思います。

筑波におきまして、キャリアの方々を、どんなふうに定年でおやめになつた後仕事をしていただきたいと考えております。先生のおっしゃいました方向での努力も重要であるという認識を持つておりますし、その方向で努力をしていきました方向での努力も重要であるという認識をいと考えております。

○庄司中君 それでは、次へ進みたいというふう

に思います。

今問題になつておりますのは、先端的な科学技術の開発、共同研究ということをありますけれども、例えば科学技術の国際化という点を考えてみると、つまり先端のところだけを問題にするのと同時に、つまり技術移転を図るといいますか、途上国への技術移転を絶えず図つていくといふかというふうに思います。

我が国は、つい最近まで技術なり科学については苦しいキャッチアップの時代をたどってきたわけでありまして、ごく最近総務省の、技術貿易が大体とんとんになつた、一位になつたということです、キャッチアップの時代は終わつて次の段階に移るということが証明をされたわけでありますけれども、そういう苦しい経験もございますし、それから我が国はアジアの一員でございますから、

絶えず先進工業国と途上国との間をつないでいく仕事を受け持つていく必要があるだろうというふうに思います。先進工業国に仲間入りしたからもうそれでいいやという感じではなくて、むしろ執拗に私たちがたどった技術、科学の歴史をたどつてみまして、その経験からして絶えず技術移転を図つていく、その任務を忘れてはならないだらうというふうに思います。

そういう点では、現在は研究成果、特許が問題になつておりますから、そのことで一つだけ思いついたことを申し上げますと、特許といいますのは、工業所有権全体でもいいわけでありますけれども、フローの部分とストックの部分がございま

すね。余り使われていない部分というのが実はあるわけで、古い部分が多いわけでありますけれども、ですから、これを途上国に一部開放する、あるいは無償あるいは廉価で使っていただくといふことも一つの案ではないだらうかというふうに思います。

これは、特許を使うということは最貧国ではできません。ある程度中進国とかそういうところなども、この法律ができましたのはたしか昭和六十

年に合わせた相手国の条件に合わせた技術でないとだめでありますから、中進国ぐらいでありますと、ストックの特許を使っていただけるんじやないだらうか、むしろ使う方に努力をしていただけますと、つまり先端のところだけを問題にするのと同時に、つまり技術移転を図るといいますか、途上国への技術移転を絶えず図つていくといふかというふうに思います。

術の開発、共同研究ということをありますけれども、例えば科学技術の国際化という点を考えてみると、つまり先端のところだけを問題にするのと同時に、つまり技術移転を図るといいますか、途上国への技術移転を絶えず図つていくといふかというふうに思います。

我が国は、つい最近まで技術なり科学については苦しいキャッチアップの時代をたどってきたわけでありまして、ごく最近総務省の、技術貿易が大体とんとんになつた、一位になつたということです、キャッチアップの時代は終わつて次の段階に移るということが証明をされたわけでありますけれども、そういう苦しい経験もございますし、それから我が国はアジアの一員でございますから、途上国への技術移転を絶えず先進工業国と途上国との間をつないでいく仕事を受け持つていく必要があるだろうというふうに思います。先進工業国に仲間入りしたからもうそれでいいやという感じではなくて、むしろ執拗に私たちがたどった技術、科学の歴史をたどつてみまして、その経験からして絶えず技術移転を図つていく、その任務を忘れてはならないだらうというふうに思います。

そこで、いろいろな形で、例えば開発プロジェクトに関する調査協力、人材育成を支援する研修を受け入れ及び専門家派遣、さらには研究協力などを行つているわけでございますけれども、国有特許を開放するということが、特にある程度の技術を持つた国に対しては有効ではないかという御提案でございました。御指摘の点につきましては、途上国を問わず、海外企業に対しても、国内企業と同等の条件で利用するということが原則になつておりますから、そのことで一つだけ思いついたことを申し上げますと、特許といいますのは、プロジェクトに外國企業が参加しております。次世代産業基盤技術研究開発制度の非線形光電子材料というプロジェクト、それから機能性たんぱく質集合体応用技術というプロジェクト、それから大型プロジェクトに外國企業が参加しております。次世代産業基盤技術研究開発制度の非線形光電子材料といふ三つのプロジェクトに外國の企業が既に参加をいたしております。

それで、これから見通しでございますけれども、NEDOの進めますプロジェクトにつきましては、すべて外國企業にオープンということです。そこで今後とも進めていきたいと考えておりますけれども、今回特許に関する措置を講じていただくことによりまして、外國企業が参加するインセンティブもふえてくると思いますので、この外国との共同研究は促進されていくであろうと考えております。

○庄司中君 ずっと質問をしておりまして、政府委員の方からお話を伺いまして、今度の法律案の趣旨といいますのは、国際的調和と国際貢献の二つでございます。そして、具体的なテーマとしては、研究成果の取り扱いという、ある意味ではテクニカルな問題に限定をされておりますけれども、実はこの限定された問題というのは、非常に大きな問題を背後に持つてているということだらうというふうに思います。

最後になりましたけれども、通産大臣から、政府として、つまり政治的な課題だらうというふうに思いますので、御所見をお伺いしたいということです。

○國務大臣(中尾栄一君) 先ほどから庄司委員の御熱心な御勉強ぶりを拝聴しておりまして、大変に感動を受けました。

まず、我が国の研究開発活動につきましては、基礎研究の比率が低いということが一点、それからまた、全研究開発費に占める政府の負担割合が低いことということにまづ問題が残されているのではないかと思います。この点につきましては、諸外国からも指摘が既になされているものと考えておりますから、次第でございます。

このために、先進諸国の研究者にとりまして、我が国における研究実績が母国において高く評価されることは、ひいては我が国において研究活動を行うことをちゅうちょする要因となっているものと考えるわけでございます。

通産省としましては、今後、基礎研究の充実強化及び研究開発活動の国際化の推進を中心的な政策課題といたしまして、科学技術政策を推進していく所存でございます。

そのためには、我が国の大学、国立試験研究所等の研究レベルが世界的に見ても魅力のあるものに向かうことが最も重要な課題ではないかなと認識しております。今後とも、関係省庁とも連絡をとりながら、さらに研究体制、研究設備等の整備を図つてしまいりたいと考えておる次第でございます。

○谷畑孝君 商品投資に係る事業の規制に関する法律案について質問をしたいと思います。

商品ファンドは、一九八七年のブラックマンデーを境に、アメリカにおいて急速に普及し、現在その市場は約百二十億ドルと聞いておるわけであります。我が国におきましても本格的に設定、販売が行われていこうとしているわけでありますけれども、この分野に明確な法的根拠がなく、行政指導によって対応がされておるということでありますから、今後投資家保護のための法的規制措

置が必要だと、このように私も認識をしておるわけでございまして、そういう意味では、ぜひひとつこの法案を通じて十分な効果を上げてほしいと、このように思つております。

そこで、中尾通商産業大臣にお聞きしたいんですけれども、この法案の提出の背景にはどのような社会経済の状況があるのか、それともわかつておりましたら、やはり現在の我が国におきましてもそういう被害というものが起つてきているのかどうかということも、あわせてお伺いしたいと思わ

います。

○國務大臣(中尾栄一君) 後半の部分におきましては、政府委員から答弁をさせたいと思いますが、近年、まず国民の金融資産の増加というものが問題になってきておると思います。それから、資産運用における収益性志向の向上、先ほど委員言われましたブラックマンデー以降の商品投資の急増等を背景にいたしまして、商品投資事業が急速に拡大しているところでございます。これに伴いまして、悪質な業者が参入する危険性もこれまで増大をしているというところも認知せざるを得ませんので、現に投資家の被害が発生しているところも事実でございます。

○谷畑孝君 本法案は、このような背景を踏まえまして、商品投資に係る事業に所要の規制を行うことによりまして、その業務の適正な運営の確保をますますのようになります。

○庄司中君 本法案は、このように考えておる次第でございました。

○谷畑孝君 法律案について質問をしたいと思います。

商品ファンドは、一九八七年のブラックマンデーを境に、アメリカにおいて急速に普及し、現在その市場は約百二十億ドルと聞いておるわけであります。我が国におきましても本格的に設定、販売が行われていこうとしているわけでありますけれども、この分野に明確な法的根拠がなく、行政指導によって対応がされておるということでありますから、今後投資家保護のための法的規制措

置が必要だと、このように私も認識をしておるわけでございまして、そういう意味では、ぜひひとつこの法案を通じて十分な効果を上げてほしいと、このように思つております。

そこで、本法案は、そういう被害を含めて、投資家の保護ということが非常に大事なことだらうと思うんですねけれども、具体的にどのような効果が考えられるのか、その点ありましたら教えていただきたいと思います。

○谷畑孝君 本法案は、近年の商品投資ニーズの高まりに伴いまして、悪質な業者による投資家の被害発生の危険性も増大する、今坂本審議官が申し上げましたケースがござりますので、そういう背景を踏まえて、商品投資に係る事業に所要の規制を行うことによりまして、その業務の適正な運営の確保をますますのようになります。

○政府委員(横田捷宏君) お答え申し上げます。

本法案は、近年の商品投資ニーズの高まりに伴いまして、悪質な業者による投資家の被害発生の危険性も増大する、今坂本審議官が申し上げましたケースがござりますので、そういう背景を踏まえて、商品投資に係る事業に所要の規制を行うことによりまして、その業務の適正な運営の確保をますますのようになります。

○谷畑孝君 本法案は、このように考えておる次第でございました。

○庄司中君 本法案は、このように考えておる次第でございました。

○谷畑孝君 法律案について質問をしたいと思います。

商品ファンドは、一九八七年のブラックマンデーを境に、アメリカにおいて急速に普及し、現在その市場は約百二十億ドルと聞いておるわけであります。我が国におきましても本格的に設定、販売が行われていこうとしているわけでありますけれども、この分野に明確な法的根拠がなく、行政指導によって対応がされておるということでありますから、今後投資家保護のための法的規制措

置が必要だと、このように私も認識をしておるわけでございまして、そういう意味では、ぜひひとつこの法案を通じて十分な効果を上げてほしいと、このように思つております。

そこで、中尾通商産業大臣にお聞きしたいんですけれども、この法案の提出の背景にはどのような社会経済の状況があるのか、それともわかつておりましたら、やはり現在の我が国におきましても九億円の預託金を受け入れましたが、その金額は他のものに費消してしまったということがござります。本件は、出資法違反容疑で強制捜査し、平成二年十月には逮捕されたと、こういう事件がございました。

そこで、中尾通商産業大臣にお聞きしたいんですけれども、これは一体何を指すのか説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(横田捷宏君) ただいま御質問のうち、第二条の一項第一号に、特定商品あるいは特定商品指数という概念がございますが、これは商品取引所法の方でいわゆる先物取引という市場開設に関連いたしまして、その商品取引所法の方で定まっております商品及び商品指数ということでございます。

それに加えまして、このいわゆる商品ファンド法の方で商品投資として追加的に政令で加えて規制の対象といたしますものが、先ほどおっしゃられたました価格の変動が著しい物品と、あるいはそいつたものを利用し使用するということを含めます。した物品といふことになるわけでございます。

が、これらにつきましては現在のところ、例えば原油、金等のオプション取引、あるいは鉱業権でござりますとか、映画を製作し、これを利用していく、そういうものがいわゆる価格の変動が著しい物品といふことになるのではないかということで、政令の対象にすることを検討いたしております。

○谷畑孝君 そうしたら、この政令で指定をしない、以外のこういう商品といいましょうか、そういう商品を商品ファンドという形の中で悪徳業者などがまがい商法という、必ず法で枠組みをするなどの格組み以外のものについてそういう被害を含めての問題が発生するわけですが、そういう問題が発生するわけですが、そういうブックファンドに対する封じ込める方法と、それに適用する法律があるのかないのか、あるいはどういう形でそういうブックファンド商

品の発生を封じ込めようとしておられるのか、その点詳しく述べていただきたいと思います。

○政府委員(坂本吉弘君) ただいま御指摘の危険性は常に存在するわけでござりますけれども、私どもいたしましては、できるだけ幅広くまずもつてこの対象物品というものを政令で指定いたた

いと思つておるわけでございます。ただ、今御指摘のように、我々の想像しないところでこういつた仕組みを組んで、いわゆる商品ファンドがいたりするのを、私は見てゐます。それで、この問題は、商品ファンドが行なうとする行為が、どうも法的でない商法が行なわれると、危険は存在するわけでござりますが、これに対しまして私どもいたしましては、マーケットの状況というものを常々注意深く見守りながら、常に機動的に対処するためには、やはりこの政令指定ということでもつてこの法律による厳格な規制というものの対象に早くするようそういう努力をいたしたい、こういうふうに思つてゐるところでございます。

○谷畠義君 できる限り政令指定で幅広く指定をしていくことがブラックファンドを封じ込める一つの方法じゃないか、こうふうに思つてゐます。

せひひとつそういう立場で指導していただきたい
と思います。

次に、第一条の第二項と三項で、商品投資の内容として、商品投資契約と商品投資受益権について定義をしておられるわけでありますけれども、そこで簡単に結構ですけれども、商品投資契約、そして商品投資受益権というのはどういうことなのか、少しあかりやすく説明をいただきたいということと、もう一つは、この第二項、第三項で随所隨所に出てくるんですけれども、「主として商品投資により運用し」という言葉がずっと、三ヵ所ですか、出てくるわけなんですが、この「主として商品投資により運用」ということの意味をお聞きしたいと思います。

○政府委員(坂本吉弘君) お尋ねの法律上の商品投資契約及び商品投資受益権でございますが、ごく簡単に申し上げますと、一般の投資家からこの商品投資販売業、これは四項にございますが、こ

卷之三

のか。
それらについて、できましたら根拠となる条文
がありまして、そそれを下へお送り、トコトモ用意

ありがとうございました。お手数をおかけして申し訳ございません。ご理解、ご協力をお願いいたします。

○政府委嘱(坂本吉弘君) 商品ファンドの内容につきましての御質問でござります。

第一点の、お詫びの問題でござりますけれども、原則としては自由な商品設計ということで法令による規制は行わないということを建前とはいたしておりますけれども、実際こういうファンドという仕組みによりまして多額の資金を投下していくということございまして、おのずから相場観のようなものがございまして、現在販売されてお

第一点の年率どれぐらいの収益が期待できるのかというところは、言ってみればこれからこのファンドを形成していく際の一つのキーファクターになる部分でございます。私も余り軽々なござります。

てはいけないと思いますけれども、投資する人の考え方というようなことを見ますと、ごく端的に申し上げてやはり金利よりは少し高めのもの、あるいは他の金融商品よりもリスクが多いだけ高めのところをねらって販売するというようなことが通常行われるんじゃないだろうか。もしそうでなければ、御承知のとおりもう少し安全性の高いものにこれを運用するということになりますようから、やはり一つの目安としてはそこら辺をねらっていくんではないかというふうに思います。これもまた余り高い収益を宣伝されて投資家を惑わすことのないように、これはまた別途気をつけなきやならないことではないかと思っております。それから、一口の販売単位をどうしていくかといふ点でござりますけれども、現在実は外国の商品ファンダムが国内で販売をされておるわけでございますが、これについては法規がございませんので、私ども窓口で行政指導をいたしておりますところ

でございまして、これは商品ファンドという新しい商品の性格上、その危険性を考えますと、販売単位は余り小口化しないでほしいということ、一億円を最低単位にしてほしいという指導をいたしております。

それから、現在のところ、個人投資家には売らないでほしい、事業法人にしてほしいということを要請いたしているところでございます。しかしながら、本法律案をも成立させていただきます場合には、商品の販売あるいは投資先の判断、そういうことについて投資家保護を整備することができますので、次第に個人投資家も一般投資家も参加し得るような仕組みにしていきたいというふうに思つておるわけでございます。

ただ、最低販売単位をこれからどうするかといふ点につきましては、やはりこの商品に対する市場のなれ、あるいは投資家のこれに対する評価といつたようなものを次第に形成していくのが適切ではないか、その点を私どもはやや安全サイドに立つて運用してまいつた方がいいのではないかと思っておりますので、いすれば一億円をさらに下していくことになるかと思いますが、そのテンボにつきましては、これから検討いたしたいと、いうふうに考えておるところでございます。

これらの商品設計の内容その他につきましては、業務方法書で縛りたい。これは第五条の「許可の申請」の一項の第五号に業務方法書がございまして、業務方法書を許可するに当たりましてその商品設計の方法というものを許可の対象にして担保してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○谷畠孝君 今説明を受けておりますと、基本的には法人を対象に指導し、そして一口一億円以上ということとお聞きいたしました。

先ほども言いましたように、やはりリスクもありますが、同時に年利率が非常に高いということで、この商品投資という市場が非常に高いといいますと、やっぱり一億円では庶民としては出しつらい。もうちょっとそれもいい、もうかる、安定をした

こととも人情だろうし、また商品投資業から見たら、一億円では限られるので、もう少し大衆化した方が商品投資事業としても非常に軌道に乗るんじやないか、こうことで小口化という問題といふのは常に出てくる。

ところが、小口化すると、大阪で起こりました豊田商事事件のように、おじいちゃん、おばあちゃんを対象にした、もうかりますよといふようなことで、それがさらに多くの人を巻き込んでしまうような危険性もある。こういうこともあって非常に判断が難しいと思うんですけれども、もう少しの観点で、あるいはそれに伴つて小口化も含めて想定をした中で、さらにそれを投資家保護という立場から、十分説明を聞いてもらおう。そこで、投資家保護の立場から、十分説明を聞いた中でもいい説明ばかり問い合わせたりしてついで乗つてしまつたりといふことで、問題はすぐに解約できるかどうか、いわゆるクーリングオフ制度というものがあるのかどうか。それと同時に、契約時に、いいことばかりじゃなくて、元本が割れてしまうことがあります。御指摘のとおり投資家のニーズと、いうものと投資家の保護というものをどう組み合わせていくかということをございます。現在のようならぬといふふうに考えておられるわけですが、

○谷畠孝君 わかりました。

よく大阪で、バナナのたまき売りということで、時計だとさまざまなものを置いてずっと売つて豊田商事事件のように、おじいちゃん、おばあちゃんを対象にした、もうかりますよといふようなことは、なかなかありますとずっと入つてしまつて、三十分も聞くとやっぱり買いたくなる。ひょとしたらというようなことで買って、そして家へ持ち帰つたらほんまに一日ももたない、時計が動かない、こういうことがよくあるわけなんですね。今回の場合はもう少し高尚で、法人を対象にといふことであるんですけども。

そこで、投資家保護の立場から、十分説明を聞いた中でもいい説明ばかり問い合わせたりしてついで乗つてしまつたりといふことで、問題はすぐに解約できるかどうか、いわゆるクーリングオフ制度というものがあるのかどうか。それと同時に、契約時に、いいことばかりじゃなくて、元本が割れるんですね。そういう点では、いわゆる有価証券のようなことをどうぞになりますと、この点については、私も制約をいたしたいというふうに考えておりま

す。そういう点では、いわゆる有価証券のような転々流通性を付すということは考えおりません。どちらかといえば、債務者であるファンドマネジャーとの解約、そして販売という普通の形態をとつてこれを律してまいりたいといふふうに思つておるところでございます。

○谷畠孝君 先ほどの質問のときに、期間が約三年から七年でしたか、おっしゃつてましたけれども、最近、生活もスピードが速くて、三年から七年まで持つておることは非常に大事なことなんだけれども、途中でどうしてもお金が必要になることがあります。

まず、私どもといつたしましては、投資家がこういう商品投資契約の締結に入るに当たりまして、まず第十九条によりましてクーリングオフという規定を設けておるところでございます。これは、みずから資力などを十分考慮せずに不用意に契約を締結するということが間々あるわけござります。そこで、後で大変だと、解約したいという場合に十日間という猶予を置きました、いわゆるクーリングオフの規定というものをまず設けたいというふうに思つております。これは、他の投資家保護立法にも例のあることでございます。

それから、契約をなしました後の途中解約といふものでございますけれども、これにつきましては、一方において損をしそうになるどんどん解約するというようなことが起りますとマーケットというものが十分安全に運用されないということがございますので、投資家の保護と、それから投下資本の回収というものを余り過度にやらないといふふうに思つておるところでございます。

ただいま委員御指摘のように、関連するいろいろな要素を見ながら小口化してまいりたいとか思つておりまして、商品投資契約における相手方の十分な情報もないまま新しい投資家が不測の損害を受けるということは一方において避けたいと思つております。

すなはち商品投資販売業者との解約、そして新たに投資家への販売という形態をとることを原則にして、換金性を確保するということにいたしたいと思っておるわけでございます。

○谷畠孝君 ということは、率直に言って、それは第三者には権利を売ることができないということですね。

○政府委員(坂本吉弘君) そういうふうに考えております。

○谷畠孝君 そのあたり、だんだん小口化して、第三者に売ることになつてきますと有価証券に近くなつてくると思うのですがね。大蔵省、きょう来られていますか。どうですか、そういうことは将来よく協議した中で、どうしても金が要るという中で、そういうことは可能性があるのか、またそういうことは大蔵省でも考えておられるのかどうか。わかる範囲で結構ですから、わからなかつたらまた次に行きたいと思います。

○説明員(堀田隆夫君) お答え申し上げます。

本法案の対象となつております商品ファンドにつきましては、先ほど坂本審議官が言われました

けれども、流通性を付与しない、そういう方向で考えたいということでございまして、仮に流通性のあるものが出てくるといたしますれば、私ども所管しております証券取引法上の有価証券として、証券取引法の枠組みの中で規制をしていくべきものと私どもは考えております。

○谷畠孝君 そうしたら、次に行きたいと思いま

す。この商品投資事業がそれなりに起動して、最近は株も低迷しているということである中で、非常に市場も大きくなるという可能性もあるわけなんです。

私が一つ心配をするのは、例えばこの数年、土地などが投機の対象になつて、本当にその土地が要る人が買うんじゃなくて、その土地でひとつもうけてやろうということで土地自身が仮需要によって膨れ上がつてしまつた、そこへ金余り現象で、とりわけ銀行を含めてノンバンクが融資をす

る、こういうことで実は社会問題になつたわけでありまして、いわゆる土地基本法などがそういう背景の中できましたんですが、そういうことを考えますと、この商品投資事業というものが実はそういう国民生活といいましょうか、さまざまなものに対する投機熱といいましようか、そういう異常なる投機アームの中で、生活を脅かさないかどうか、そのあたりはどんなものでしようか。

○政府委員(棚橋祐治君) 今委員御指摘の、いわゆる株とか土地の限られた商品に余剰資金が入つて実体以上に大幅に価格をつり上げたという形でのバブルと、今回の商品ファンドとは性格が異なるものと我々は考えておるわけでございます。つまり、この商品ファンドにつきましては、新たな投資対象を提供するものではなくて、商品取引において認められております先物取引とか、あるいは原油のオプション取引のように既に現在行われておりますもの、そういうものについて合同で投資する仕組み、これを今回つくるわけでございま

す。

それからもう一つは、規制を行うことによって、商品投資に係る事業の適正な運営を確保いたしまして、商品投資に係る取引を健全化する。それに伴って商品投資が増大していきますが、市場の厚みを増してより公正な価格の形成とか、未成熟な市場の成長の促進にむしろ貢献するのではないか、か、こういうことでございます。今回の商品ファンドの規制の法律によって、いわゆる商品への異常にヒートした不適切な投機を助長することにはならない、そういう意味で、国民生活へ悪影響を及ぼすことにはならない、我々はそういうふうに考えておる次第でございます。

○谷畠孝君 ゼひ、そのあたりは健全な投資事業を指導されて国民生活を脅かさないようにまた十分ひとつ留意していただきたいな、こういうことを申し上げておきたいと思います。時間の関係がありますので、質問を用意しているものを飛ばしながら行きたいと思います。

次に、商品投資販売業、そして商品投資顧問業、

それぞれについて、財政条件と人的要件についてお伺いをしておきたいと思います。

まず初めに、商品投資販売業と商品投資顧問業、それぞれの根拠条文を示しながらお答えいただきたいと思います。

二つ目は、商品投資販売業の許可条件について、第六条では、「商品投資販売業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成」ということに規定をしておるわけでありますけれども、ここでいうとこころの「人的構成」とは、一体どういうことの説明を願いたいと思います。

三つ目は、商品投資顧問業の人的構成については、第三十二条で「人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ適確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する」と定めていますけれども、具体的には、第三十二条で「人的構成に照らして、その営業が、私どもいたしましたのは、その財産的基礎として、例えば自己資産というものとの比較におきまして過大な不良債権を有するというようなケースは、典型的にこれは財産的危ういものというふうに考えておりますし、また人的構成といいますといたしましては、ここに掲げてございますが、過去に類似の法律、また典型的には商品取引法の世界において罪を犯した、あるいはそういう取引において顧客との間に紛議を何度も起こしていると、そういう人が役員などに入るというような場合には、これを不適格なものにしてまいりたいといいます。

○政府委員(坂本吉弘君) お尋ねのうち、販売業及び顧問業の最低資本金でございますけれども、私どもいたしましては、こういった顧客の貴重なお金を預かる以上、その財産的基礎それから最低資本金というものが社会的に信用を得るために足るだけのものである必要があるんじゃないかというふうに考えて、他の法令なども参考にしながらこれから定めてまいりたいと思っておるわけでござります。

まず、商品投資販売業者につきましては、同様の業務を行つております現在の商品取引の世界におきます第一種商品取引員というのがございまして、これの最低資本金は五億円と定めておるわけでございます。また、抵当證券業者の場合には一億円という最低資本金要件が課されておりまして、これらの例から見ますると、一番少なくとも一億円、また最大限五億円くらいの範囲内で所要の金額を定めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○谷畠孝君 いずれにしましても、商品投資販売業それから商品投資顧問業というのは、その許可

これから、商品投資顧問業者でございますが、これはこれと似た業務を行う会社といたしまして、証券投資の分野で証券投資顧問業の認可要件がございまして、これは一億円というふうに定められております。したがいまして、これもほぼ同様に一億円からあるいは三億円程度と、こういったところを最低資本金要件としてただいま考えているところでございます。

第二のお尋ねの販売業の許可基準におきます財産的基礎及び人的構成というところでございます。が、私どもいたしましたのは、その財産的基礎として、例えば自己資産というものとの比較におきまして過大な不良債権を有するというようなケースは、典型的にこれは財産的危ういものというふうに考えておりますし、また人の構成といいますといたしましては、ここに掲げてございますが、過去に類似の法律、また典型的には商品取引法の世界において罪を犯した、あるいはそういう取引において顧客との間に紛議を何度も起こしていると、そういう人が役員などに入るというような場合には、これを不適格なものにしてまいりたいといいます。

三十二条の顧問業につきましても、その知識、経験というのをどの程度見るかというのはなかなか実は難しいところでございますけれども、一応私どもいたしましては、過去の経験というものを基礎にいたしまして、いわゆるファンダメンタリヤーと申します商品投資の資産運用をする能力のある者、これについての実質的な審査をいたしましたと考えておりますし、また社会的信用という点におきましては、過去に関連する法律で罪を犯した者は当然のことといたしまして、商品取引の分野などにおいて顧客との間に紛議を起こしてきましたような人はこれを排除し、全体として信用力の高い会社として運営されるようにして、この配慮を行つてまいりたいと思っておるところでございま

件がありますから、とりわけ財政条件、人的要件ということについては、相当厳しくしていかないと欠陥が出てくると。特に一任、いわゆる投資にならなくてはなりませんと一任取引をされるわけですか、特に証券とか商品取引とかで一任ということについては禁止されていますけれども、それだけはやはり重いと、こういうふうに思いますので、ぜひひとつそのあたりきちっと指導していただきたい、こういうふうにも思います。

次に、時間の関係がありますのではしょっていいみたいと思います。

次に、これは特に大蔵について質問いたします。
第四十八条では、「銀行法その他のこの法律以外の法律の規定でこれにより商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護が確保される一業種に付し

て政令で適用除外と定めるとしています。どういう業種が政令による適用除外となるのですか。また、なぜこの業種だけが適用外とされるのか。この点について、大蔵省にお聞きいたします。

ただいま委員御指摘のとおり、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十八条におきまして、政令におきまして第二章の商品投資販売業にて、政令における規定の適用除外を行なうことができるときを定めることとする規定を設けたことは、具体的に政令においてどういう業種を指定するかは、今後政令を具体的に定める際に決定していくことになると思いますが、現在適用除外の対象となる業種といいたしましては、銀行あるいは証券会社といったところが予定されており

「このような業種につきまして適用除外ということを考えておりますその理由は、銀行、証券会社等につきましては、御承知のとおり免許業種といつしまして銀行法あるいは証券取引法による規制を受けておりまして、大蔵大臣のもとでの監督に服して業務運営を行つてゐるわけでござります。商品ファンドの販売につきましても、銀行、証券会社はそれぞれの業法に基づいて、これらの販売を業法に基づいて行い得るわけでございまして、

またそれぞれの業法により必要な規制を受けることになつております。このような観点から、商品投資に係る法が目的としております事業の公正及び投資家の保護という点は、このような規定もとで十分確保されるのではないかという観点から適用除外が検討されているということをございます。

○谷畠孝君 いわゆる商品ファンドというこれは商品ですね。もちろん、大蔵省の今の説明の方も、銀行法なり証券取引法ですね。しかし、このうちは証券取引法においても、証券においても証券ファンドがございますし、またその中においては、これから商品というファンドも組み込まれていくこということになると、ますますそういうところにお互いに入り込んできた状況になつてくると思うんですけれども、我々から見たら同じ商品を扱いながら、片っ方ではこういう許認可ということでちゃんと法律で、通産、大蔵ということで今回の法律で規制をしていくと。ところが、銀行法と証券取引法だけは、いや、それがあるからということの中で除外になつていくというのは非常に不公平だと思ひますし、もう少しきちつとした一元化ということが大事じやないかと、こう思ふんです。

そこで、例えば商品投資業法に基づいてクーリングオフを求める事ができるわけであります。が、銀行、証券とかそういうものについても同じようにクーリングオフというものができるのかどうか、もう一度大蔵省の方からお聞きいたします。

○説明員(細見良君) お答えいたします。

御承知のとおり、今回の法律におきましては、商品投資販売業者につきましてさまざまな行為規制が課せられております。その一つが、今委員御指摘のとおり、クーリングオフということであるとかと思います。

私どもいたしましては、本法の適用除外といふことでたとえ銀行、証券会社がなるといたしましても、ここで規定されておりますような行為規制と同じような、同様な規制を銀行法あるいは証券取引法等の業法に基づく規制において、例えば

通達といったものを通じて、これを業界に対してもうかこれらの販売を行う場合には指導をしていこうとすることを考えております。具体的な本法に規定されているような行行為規制につきましては、証券会社あるいは銀行等が適用除外になる場合におきましても、十分遵守されるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○谷畠孝君 昔だったら、銀行というのはもうがない、間違いないと、こういうことあるんですねけれども、最近は、もう土地投機の問題、絵画の取引から始まって、銀行自身もあるところでは非常に危なくなつて、大阪の方でも府がてこ入れをするとか、いろいろ含めてのことが起つてきておりますので、私はぜひひとつ今回の法案と同じぐらいのレベルといいましょうか、そういうことももしていただきたいし、できましたら将来、証券を含めて今回の法律と同等のものにしていただきたいというようなことを思つています。

次に、例えばこれは私どもが陳情を受けたりいろいろする中で、この法案自身が通産、大蔵、農水ということで三つにまたがつておるわけでありますけれども、その点についてお聞きしたいんです。

商品投資販売業や商品投資顧問業の許可を申請する場合、三省それぞれを回つて申請しなければならぬわけでありますけれども、もう三省回つて同じことを繰り返されてまたたらい回しといふことでござなくして、許可申請においてはどこか一つの省に行けばそれで全部でき上がるという、そういうことを考えておられるのかどうかということが一つ。

二つ目は、一般投資家が被害に遭った場合、一体我々はどうこの省へそれを訴えていいたらいいのか。それもそのうち、どう言つたらいいのでしょうかね、五〇%以上がどこなのかなというふうなことによつて変わるのか、それともどこぞの省が一つの中心になつてできるのかという点について、二つ目にお伺いしたいと思います。

るわけでありますけれども、最終的に中心になつて政省令を取りまとめる省というものは考えておられるのかどうか。

それれ、通産、大蔵、農水の方でわかりましたら、お伺いしたいと思います。

○政府委員(坂本吉弘君) 御指摘のように、本法は三省共管という形式をとつて御提案申し上げておるわけでござります。ただ、各省のそれぞれの分掌する権限と金融ないし経済の実態の変化といふのは必ずしも即応しないことが多うございまして、それぞれの権限に基づいて所管を配分する結果、国民やあるいは事業者の皆さんに迷惑をかけるというケースは十分考えられるところでござります。

そういつた点を考えますと、ただいま谷畠委員御指摘のよう、三省が権限を分掌しておりますといったましても、その運用につきましては、三省が一体となって運用に当たらねばならないということは、私ども基本的に最も重要なところであろうかと存じておるところでござります。

ただ、こういう法律の構成をとつております關係上、許可の申請はそれぞれについて手続をお願いすることになるとは思いますけれども、その運用について、その商品の種類ごとにおのずから主旨的に責任を持つ役所というのは決まってくるのではないかというふうに思つております。そういうところが責任を持つて他の省と連絡をとりながら、緊密に運用をしてまいるということが何にも増して必要なことではないかというふうに思つてゐるところでござります。

例えば第二点で御指摘の苦情の相談に關しましても、どこかの省にその話を持ち込んでいただければ、全く自分のところの問題でない場合はともかくといたしまして、それぞれ担当の省に速やかに連絡をするなど、各省の権限とは離れて、投資家の保護に十分な注意をいたすというような心構えは、今後とも必要になるんじやないかというふうに考へてゐるところでござります。

るわけでありますけれども、最終的に中心になつて政省令を取りまとめる省というものは考えておられるのかどうか。

それぞれ、通産、大蔵、農水の方でわかりましたら、お伺いしたいと思います。

○政府委員(坂本吉弘君) 御指摘のように、本法は三省共管という形式をとつて御提案申し上げておるわけでござります。ただ、各省のそれぞれの分掌する権限と金融ないし経済の実態の変化といふのは必ずしも即応しないことが多いございまして、それぞれの権限に基づいて所管を配分する結果、国民あるいは事業者の皆さんに迷惑をかけるというケースは十分考えられるところでござります。

そういった点を考えますと、ただいま谷畠委員御指摘のよう、三省が権限を分掌しておりますといたしましても、その運用につきましては、三省が一体となつて運用に当たなければならぬということのは、私ども基本的に最も重要なところであろうかと存じておるところでござります。

ただ、こういう法律の構成をとつております関係上、許可の申請はそれぞれについて手続をお願いすることになるとは思いますが、その運用について、その商品の種類ごとにおのずから主導的に責任を持つ役所というのは決まってくるのではないかというふうに思つております。そういうところが責任を持つて他の省と連絡をとりながら、緊密に運用をしてまいるということが何にも増して必要なことではないかというふうに思つてゐるところでござります。

例えは、第二点で御指摘の苦情の相談に関しましても、どこかの省にその話を持ち込んでいただければ、全く自分のところの問題でない場合はともかくといたしまして、それぞれ担当の省に速やかに連絡をするなど、各省の権限とは離れて、投資家の保護に十分な注意をいたすというような心構えは、今後とも必要になるんじゃないかなというふうに考へておるところでござります。

Digitized by srujanika@gmail.com

が中心になりましたしてこれを起案し、大蔵省及び農水省と十分協議の上、かつあるいはその他の諸手続を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○説明員(細見真君) ただいま通産省の方から御答弁がございましたが、私ども大蔵省は、商品ブランドが極めて金融的な性格と類似した性格を持っているということで、本法に参加をしているということをございます。

三省ということで、いろいろ投資家その他に迷惑がかかるのではないかという御趣旨かと思いますが、通産、農水両省とともに、御指摘の投資家等の対応につきましてこれに迷惑をかけることのないよう、三省協力して円滑に対処してまいりたいということをございます。

○谷畠季君 いわゆる商品ファンドという新しい分野でもございますので、投資家保護、そしてまた商品投資販売業の健全なる育成という立場の中で、通産、農水、大蔵というところはもっとと緊密に連携をとりながら、健全な投資市場となるよう今後とも努力していただきことをお願いいたしまして、少し早いですけれども終わっていただきたいと思います。

○広中和歌子君 お伺いします。

私が質問しようと思つておりましたことの多くが先ほど庄司委員によりまして大分カバーしていただきましたので、できるだけ重複を避けて質問したいと思いますと同時に、お答えの方もさらに一步突っ込んでお答えいただきたいと思います。先ほど指摘されましたように、諸外国に比べ、大学を含めて、我が国の予算に占める基礎研究の割合は非常に少ないことが指摘されております。しかしながら、ハイテクの分野で技術大国となっている日本は、今後そうした点で科学技術の分野でさまざまな形で世界に貢献していくことが内外から求められております。

○五%。大学における研究費、研究者の各回国比較をいたしますと、日本を一とするとき米国は一・

七八です。そして、英國に至つては二・〇四。それがどうかのでは二〇%にすぎない。そういうことで、研究には研究予算の増加が必要、國も努力をしまじょう、そういうお答えをただいまいたいたわれても仕方がない現状がございます。

それに対するお答えとして、基礎的、独創的研究には研究予算の増加が必要、國も努力をしまじょう、そういうお答えをただいまいたいたわるのか、どのような省が科学の基礎研究に資金を提供しているのか、お答えいただきたいと思います。

○説明員(結城章夫君) 我が國の研究開発投資についてのお尋ねかと思います。

今先生お話しございましたように、我が國の研究開発費の総額を申し上げますと、これは平成元年度の数字でございますが、國と民間合わせまして十一兆八千億円となっております。このうちの政府の負担額、政府が予算ということで出しておられます額は、大学も含めまして二兆二千億円といふことでございます。したがいまして、政府の負担割合ということでお見ますと一八・六%は政府が

出しております、残りは民間が出しておりますという状況でございます。

これにつきまして、諸外国との比較ということ

でございますが、この二兆二千億円という額はアメリカに次いで第二位でございますけれども、国

によりまして國の規模が違うわけでございまし

て、國民所得比ということで見てみると、アメリ

カが政府の研究開発費の対GNP比率は一・

二%、ドイツが一・〇%、フランスが一・二%、イギリスが〇・九%というふうになつております。

こういうことで、創造性豊かな科学技術の振興

を図っていくことで、政府の果たす役割は非常に大きいと思っておりますが、科学技術関係

予算につきましては從来より大変厳しい財政状況の中その充実に努めてまいりました。政府といたしましては、昭和六十一年三月に閣議決定を行いました科学技術政策大綱に基づきまして、基礎研究の強化、科学技術面での国際貢献といったことを基本方針にして、政府の研究開発費の一層の充実を含めまして、科学技術の振興に努力してまいりたいと考えております。

○広中和歌子君 もう一步進んで、どのくらいのペーセンテージで毎年ふえていく予定ですか。将来のことをお伺いいたします。

○説明員(結城章夫君) これから伸びし方といいますか、その具体的な目標の数値というものはないわけでございますけれども、厳しい財政事情の中ではありますけれども、科学技術振興の重要性にかんがみまして、私どもできるだけの最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

○広中和歌子君 ゼひ、そうしたことをお願いします。単に研究費の額だけではなくて、いかにその研究費が使われているか、その運用の点について具体的な質問をさせていただきたいと

思います。

大学や國の研究機関に人材を集めること

が非常に必要だと思いますが、これで高等教育者ですね、理科系の大学卒業者、大学院に残る決心を、いい人材が大学院に残つてもらわなければならぬわけですから、引きつけるために、やはり大学卒業者の初任給並みの奨学金、そういうものが需要ではないかと私は思いますけれども、日本では、大学院の学生、特に理科系の学生についての奨学金の支給額、そして率はどういうなものでしょうか。

○説明員(高多祥旁君) 大学院の充実のため大学院生の待遇の改善ということは、先生御指摘のところ大変重要な問題でございます。大学院生の待遇

がもしされませんけれども、グランゼコールいわゆる高等専門学校で、高等大学院といふ

に専心できる、そのような奨学金をもらっている人の率が非常に高く、理科系に関してはほとんど全員がそうではないかと思います。フランスですけれども、ここは非常にエリート教育が盛んなのが

アメリカでは、大学院の学生は、決して十分と

は言えませんけれども、アルバイトをせずに学業

に専心できる、そのような奨学金をもらっている人の率が非常に高く、理科系に関してはほとんど全員がそうではないかと思います。フランスです

けれども、ここは非常にエリート教育が盛んなのが

アメリカでは、大学院の学生は、決して十分と

は言えませんけれども、アルバイトをせずに学業

に専心できる、そのような奨学金をもらっている

場合が約六三%でございます。

○広中和歌子君 七万五千円あるいは八万六千円でございまして、平成三年度それぞれ月額三千円の増を行つたところでございます。また、貸与率

でございますが、修士の場合が約三一%、博士の場合が約六三%でございます。

○広中和歌子君 七万五千円あるいは八万六千円で、アルバイトをしないで研究に没頭できる額だ

と思つていらっしゃいますか。

○広中和歌子君 七万五千円あるいは八万六千円でございまして、平成三年度それぞれ月額三千円の増を行つたところでございます。また、貸与率

でございますが、修士の場合が約三一%、博士の場合が約六三%でございます。

に、家計基準を親の経済状況でなくして本人の経済状況に基づいた基準にせよという御指摘をいたしましたが、今後とも大学院生の待遇につきましては、十分意を用いてまいりたいと考えております。

○説明員(高多祥旁君) 親の経済状況につきましては、貸与人員増、貸与額増につきまして逐年その充実に努めてきました。大学院生に対しましては、十分意を用いてまいりたいと考えております。

状況に基づいた基準にせよという御指摘をいたしましたが、今後とも大学院生の待遇につきましては、十分意を用いてまいりたいと考えております。

予算につきましては從来より大変厳しい財政状況の中その充実に努めてまいりました。政府といたしましては、昭和六十一年三月に閣議決定を行いました科学技術政策大綱に基づきまして、基礎研究の強化、科学技術面での国際貢献といったことを基本方針にして、政府の研究開発費の一層の充実を含めまして、科学技術の振興に努力してまいりました。

○説明員(高多祥旁君) 大学院の充実のため大学院生の待遇の改善ということは、先生御指摘のところ大変重要な問題でございます。大学院生の待遇につきましては、現在御論議いただいております大学審議会の大学院部会におきまして、貸与額の引き上げを図るとともに、細かい点になりますけれども、奨学金の申請をいたしますときは、先ほどお答えいたしましたように、家計基

準の見直しを行いたいというふうに思つておるところでございます。

奨学金の額でございますが、先生御指摘のとおり、必ずしも十分なものとは言えませんが、厳しい財政事情の中、逐年増額等に努めておるところでございまして、なかなか初任給並みとまではまいりませんが、今後とも引き続き努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○広中和歌子君 戦後まだ日本が非常に貧しかったころ、よく外国のフランスとかアメリカの奨学生といふものがありまして、そして若い大学出たてぐらいの学生たちが留学することができたわけです。ところが今、日本は豊かだということが知れ渡つておりますと、外国から奨学生をいただいて留学するということが非常に少なくなつてい。

そういう中におきまして、日本の学生が、特に理科系の学生が海外に留学する制度というのはござりますでしょうか。例えば、民間に就職したり、それから官廳にお勤めになつた方は海外に留学させていただける、そういう制度が存在することを知ておりますけれども、国立大学あるいは私立大学も含めてですけれども、大学の大学院生ですね、その人たちに留学のチャンスというのはあるんでしょうか。

○説明員(雨宮忠志君) 我が国の大学の学生が海外に出かけるというときの国の施策として、補助金とかそういうたぐいのものがないかというお尋ねでござります。

基本的には、先生御指摘のように私費で参るというのがほとんどの場合でございます。一部に若手の研究者の海外派遣という制度もございまして、ごくわずかな人數でございますが、そのための経費を負担しているという制度もございますし、あるいは日本の大学とそれから海外の大学との間に一種の交流協定のようなものがございまして、その間でお互いに負担をし合いながら交流をするというような仕組みもございます。全体とい

たしましては、我が国に引き受けけるというときに特に外国人の受け入れ、そしてそれは大学院学生のレベルでの受け入れも非常に広がつてきているといふことを知つておるわけでござりますけれども、そのいわゆる留学生が私に直接語つてくれたことによりますと、自分たちは非常に恵まれた状況で日本で勉強させてもらつていて。しかしながら、日本の学生あるいは博士課程を終えた研究者たちの状況が非常に悪い、そういうことを指摘しているわけです。

博士課程を修了した人の研究ポジションというのはどのくらいあるのか、そしてその方たちの待遇ですね、外国人と比べて非常に低いということが指摘されておりますけれども、この点についてお伺いいたします。

○説明員(雨宮忠志君) 大学院の課程を修了したままで大学に居残つてというような形のままで、大学の若手の研究者として引き続きどまつていておられる方がおられるわけでございます。もちろん助手などのポストがあつて、大学院の例え博士の学位を取つてそのまま助手のポストを得るという方におられることはあるわけではございませんけれども、ただ現在の定員事情というようなことからいたしまして、そう多くはないわけでござります。

そのときの場合に、どんなポジションがあるかもおられることはあるわけではございませんけれども、ただ現在の定員事情というようなことからいたしまして、若干つではござりますけれども、増額を図つてきております。

外国におきます国際研究集会で発表なさるとか、あるいは座長を務めるとかいうような形で出かけられる、そのときの旅費を面倒見るということがあります。文部省でやつております以外に、かけられる、そのときの旅費を面倒見るということでござります。文部省でやつております以外に、例えば日本学術振興会の中でも同様の趣旨の旅費もございます。それから、今年度五百八十九億円の科学研究費補助金という大きな予算項目でございますが、その中で国際学術研究という小項目がございます。その項目を活用いたしまして旅費を生むというようなこともござります。

は、我が国は国費留学生の制度ということで相当程度の規模で事業を実施しておるわけでござりますと、まだ規模はかなり少のうござります。

○広中和歌子君 ぜひ、それを充実させていただきたいと思います。

人的交流の促進は非常に大切でございまして、特に外国人の受け入れ、そしてそれは大学院学生のレベルでの受け入れも非常に広がつてきているといふことを知つておるわけでござりますけれども、そのいわゆる留学生が私に直接語つてくれたことによりますと、自分たちは非常に恵まれた状況で日本で勉強させてもらつていて。しかしながら、日本の学生あるいは博士課程を終えた研究者たちの状況が非常に悪い、そういうことを指摘しているわけです。

昭和六十年から始まして、年々人数も拡充をしてきておりまして、今年度五百人ということになります。研究奨励金の額でござりますけれども、昨年度月額二十三万円、これは給費でござりますが、それに対しまして今年度の予算といたしましては、一万九千円増の二十四万九千円という額を支給するということにしてござります。これは日本学術振興会の事業として行つておるところです。これまで大体大きづばに言いまして採用率が三割強ぐらいでございましょうか、そんなところで推移してきているところでござります。

○広中和歌子君 同じますと、外国での国際会議とかに出席できない、そういう旅費がなかなか得られない、特に若手の方でございます。それから国内における交流の旅費さえも十分ではない。そういうようなことで、こうしたソフト面での機能的というんでしようか、そうした運用が非常に必要だと思いますけれども、こうした面での予算の配分というのは十分にあるんでしようか。

○説明員(雨宮忠志君) 例えれば、海外旅費という点に着目してみると、私どもの予算の中で海外の特別研究集会の派遣旅費という項目もござります。年々、若干つではござりますけれども、増額を図つてきております。

外国におきます国際研究集会で発表なさるとか、あるいは座長を務めるとかいうような形で出かけられる、そのときの旅費を面倒見るということでござります。文部省でやつております以外に、かけられる、そのときの旅費を面倒見るということがあります。文部省でやつております以外に、例えば日本学術振興会の中でも同様の趣旨の旅費もございます。それから、今年度五百八十九億円の科学研究費補助金という大きな予算項目でございますが、その中で国際学術研究という小項目がございます。その項目を活用いたしまして旅費を生むというようなこともござります。

あれやこれやの予算上の手段を活用いたしまして、できるだけ研究者の方々の御要請にこたえてまいりたいというように考えておるところでござります。

○広中和歌子君 民間資金の活用も非常に必要だろうと思いますけれども、産官学の交流、これについての問題点というのは、どういうものがあるでしょうか。

○説明員(雨宮忠志君) 大学に対しまして、産業界それから国立の試験研究機関との間のさまざまな協力関係が現在あるわけでござります。私ども、全体としては非常に盛んになつておるというのが実感でござります。民間等との共同研究というのも随分と頻繁に行われておりますし、また奨学寄附金というような、大学の一種の教育研究経費を補てんするような機能を持つものでござりますが、そういう形で民間から寄附を得る。これも昨年度四百億円近い形での寄附もいただいておりますし、最近では、寄附講座とかあるいは寄附研究部門というような形で協力力をいただいておるということでもござります。

ひところ、せっかく協力してやろうという気持ちは持つておられるけれども、大学の方でなかなかスマートに受けてくれないと、いう批判も随分あつたわけでございまして、現在も皆無ではございません。しかし、最近では、寄附講座とかあるいは寄附研究部門というような形で協力力をいただいておるということでもござります。

ひどいところ、せっかく協力してやろうという気持ちは持つておられるけれども、大学の方でなかなかスマートに受けてくれないと、いう批判も随分あつたわけでございまして、現在も皆無ではございません。私どもの感じでいたしましては、かなり円滑にスムーズに行われているのではないかという感じは持っておりますが、ただ、全く問題なしともしないということでございまして、現在学術審議会へいろいろそれも含みまして基本的な諸問題につきまして諮詢を申し上げておるところでございまして、産官学協力の問題も含めましてさらに改善を要する点があるかどうか、その点はどういうふうに改善があるのかどうかということについて、検討を行つていただいているところでござります。

○広中和歌子君 その一つとして、教育公務員特例法などのもと彈力的な運用というのが必要ではないかと思いますけれども、そのことは後に別の機会に譲るといったします。

これまでの政府の研究助成というのは、資金の総額が乏しいこともある、公平、確実、有効、そういうことを原則としてこれらのことを行なうと思います。非常にコンセンサスを大切にし、中間層の幅を広げ、高さも徐々に上げていく、そういうことでやつてこられたと思いますけれども、これらの研究というのは、もととかけの要素というんでどうか、重視的に、そうした発展するような自由度が非常に必要になつてくるのではないかと思ひます。

未知への挑戦によって世界に貢献するという意味で、日本が今後どのような分野で積極的に取り組んでいこうとなつてているのか、お伺いいたします。

○説明員(雨宮忠吾) ただいまの先生のお尋ねは、非常に私たちにとっても難しい問題をはらんでおるわけでございまして、私ども大学の学術研究を振興するという基本的な姿勢といたしましては、できるだけ研究者の自主性と申しますが、自發的意欲というものを基盤に振興を図つていく。したがいまして、人文科学、社会科学、自然科学の全分野にわたりまして研究者がこういう研究をしたいということでありましたら、できるだけ意欲を生かして研究を盛んにしていくというのが一つの基本的な姿勢であるわけですが、いまして、その基本線は現在も変わらないわけでございます。ただ、国行政にある者として、いろいろな社会的な要請の強い分野というのも当然出てくるわけでございますし、それから、研究分野によりましては、相当程度重点的な投資を行つていかなければ、到底研究として成り立たないというような分野も現実にあるわけでございます。

これは古くなりますがれども、昭和五十九年に学術審議会の方から答申をいただきまして、重点的な研究の分野の振興というのはどう國るべきかという一つの原則的な考え方を示していただいたるわけでございまして、それに従いまして、いろんな例えは天文学でありますとか加速器であり

ますとか宇宙でありますとか、諸種の分野についても、非常に重要な要素といふべきな要素がござります。それから、今先生おつしやいましたかけ的な費用補助金の運用ということを取り上げましても、

これからその研究の成果というものが得られるかどうかよくわからない、わからないけれども、とりあえずそれなりの投資をしてその結果を見てみようではないかという、私どもそれを萌芽的研究と称しておるわけがござりますけれども、すぐさま研究結果が出るかどうかわからないけれども、しかしひとつすると相当程度の研究成果が出るかもしだれない、そういう点に着目してあえてそういうこともまた重点を置いて科学研究費を運用しよう、そんなことで全体の予算の中の運用もできるだけ工夫をしているということございます。

○広中和歌子君 これから日本がぜひ研究に力を入れていただきたい分野に新エネルギーの研究というのがありますして、これは、今の段階では石油に依存しておりますし、原子力発電が非常に効率がいいというようなことで、なかなか民間では研究投資がなされていないのではないか。それは、世界的な状況でもそうだろうと思ひますけれども、特に水素エネルギーとかムーンライト計画、サンシャイン計画、そうしたものにどのような取り組みをしていらっしゃるか。

○政府委員(杉浦聰君) だから時間がありましたら、ピューマン・プロジェクト、この両方についてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(杉浦聰君) ただいま御指摘がございましたように、地球環境問題への挑戦という意味で新エネルギーの研究開発、サンシャイン計画でございます。それから、省エネルギー技術の研究開発、ムーンライト計画と呼んでおりますけれども、産官学の連携をもとにいたしまして、国立研究所あるいは大学におきましては非常に長期的視点に立った研究を、さらに産業界におきましては

その活力をもとにしてもう少し応用に近いところの研究を総合的に進めているところでございまます。特に、地球環境対策では大変よろしいエネルギーでござりますけれども、何分にも密度の薄いエネルギーを集めて使う、あるいは気候条件に左右されるというようなことがございまして、現在はまだコストが在来のエネルギー源に太刀打ちできるところに至っておりませんけれども、幾つかの技術革新を目指して現在進めているところでございます。

それから、ピューマン・プロジェクトについてお尋ねでございますけれども、これは、一九八七年のベネチア・サミットにおきまして当時の中曾根総理大臣から提案をしていただきました。生体の持つ非常に緻密な機能を解明しよう、こういう大変基礎的な研究でございまして、研究の中身といたしましては脳機能を解明する、あるいは生体の機能を分子レベルで解明するというような研究だけ工夫をしているということございます。

○広中和歌子君 このプロジェクトにおきましては、そのところでは運営が行われているところに依存しておりますし、原子力発電が非常に効率がいいというようなことで、なかなか民間では研究投資がなされていないのではないか。それは、世界的な状況でもそうだろうと思ひますけれども、特に水素エネルギーとかムーンライト計画、サンシャイン計画、そうしたものにどのような取り組みをしていらっしゃるか。

○政府委員(杉浦聰君) これから時間がありましたら、ピューマン・プロジェクトなどといふ意味で新エネルギーの研究開発、サンシャイン計画でございます。それから、省エネルギー技術の研究開発、ムーンライト計画などといふに承知しております。その後どうなつたか、どうなつたかといふに私自身もアメリカの科学者に聞かれたことがござります。今のところ日本の取り組みとしては、アイデアは出し予算も少しつけたけれども他の国の参加を待つてということで、それはそれでよろしいんですけど、この分野で

ダーシップをせひとつていただきたいとお願いいたします。

こうした質問を踏まえまして、通産大臣、日本の先端的、未知の研究分野において国際的にどのよう貢献していくか、そうしたことでの通産省あるいは一大臣としての御所見、御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中尾栄一君) 先ほど来、広中委員の御質問を聞いておりまして、全く同感でございます。私は感じがしてならないのでござります。

○国務大臣(中尾栄一君) 先ほど来、広中委員の御質問を聞いておりまして、全く同感でございます。

といいますのは、そもそも日本の国は、こういうう研究者であるとかあるいはまだ地味に積み上げている芸術家であるとか、あるいはまたこのようないいエネルギーを集めて使う、あるいは気候条件に左右されるというようなことがございまして、現在はまだコストが在来のエネルギー源に太刀打ちできるところに至っておりませんけれども、幾つかの技術革新を目指して現在進めているところでございます。

といいますのは、そもそも日本の国は、こういうう研究者であるとかあるいはまだ地味に積み上げている芸術家であるとか、あるいはまたこのようないいエネルギーを集めて使う、あるいは気候条件に左右されるというようなことがございまして、現在はまだコストが在来のエネルギー源に太刀打ちできるところに至っておりませんけれども、幾つかの技術革新を目指して現在進めているところでございます。

それから、ピューマン・プロジェクトについてお尋ねでございますけれども、これは、一九八七年のベネチア・サミットにおきまして当時の中曾根総理大臣から提案をしていただきました。生体の持つ非常に緻密な機能を解明しよう、こういう大変基礎的な研究でございまして、研究の中身といたしましては脳機能を解明する、あるいは生体の機能を分子レベルで解明するというような研究だけ工夫をしているということございます。

○広中和歌子君 このピューマン・プロジェクトなどといふ意味で新エネルギーの研究開発、サンシャイン計画でございます。それから、省エネルギー技術の研究開発、ムーンライト計画などといふに承知しております。その後どうなつたか、どうなつたかといふに私自身もアメリカの科学者に聞かれたことがござります。今のところ日本の取り組みとしては、アイデアは出し予算も少しつけたけれども他の国の参加を待つてということで、それはそれでよろしいんですけど、この分野で

て研究活動を行うことをちゅうちょする原因になつてゐるのではないかとさえ思われるでござります。

通産省としましては、今後、基礎研究の充実強化及び研究開発活動の国際化の推進を中心的な政策課題といたしまして、科学技術政策を推進していく所存でございます。また、このような政策の推進がひいては国際貢献にも資するものとも思つわけでございます。

そのためには、我が国の大学、国立試験研究所などの研究レベルが世界的に見ても魅力のあるものに向上することが最も重大な課題であるとの認識の上に立ちまして、今後とも、関係省庁との横の連絡も横並びで非常に大事でございますから、先ほど来言われております大蔵省やあるいは文部省等々とも十分に連絡をとりながら、さらに研究体制あるいは研究設備等の整備に大いに力量を發揮して、その成果を上げるように努めてまいりたいと思っておる所存でございます。

○広中和歌子君 どうもありがとうございます大蔵省でございました。

○三木忠雄君 三十七分までだから、答弁は簡単におひとつやつてもらえばいいと思ひます。

この法律案が三省共管になつてゐる点ですね、この点について各省から、非常に事務が煩雑になつたりあるいは不公平が出るだらうという、将來出てくるんですけれども、三省で共管をしなければならなかつた経緯、これを簡単に三省庁答弁してください。簡単にやつてください、要点だけいいから。

○政府委員(坂本吉弘君) 通産省といたしましては、現在の商品取引所法において所管をしております商品、これを投資の対象にするという見地から、この法案の所管大臣となつた次第でござります。

○説明員(堀田隆夫君) お答えいたします。

商品ファンドは、商品に対する投資であるといふ面と、それから不特定多数の者から金銭を受け入れましてこれを運用するという金融商品であるという意味で、金融商品であるという意味で私ども大蔵大臣が主務大臣に加えさせていただいたものでございます。

○説明員(赤木壯君) 本法案によつて農林水産大臣が主務大臣になつておりますのは、本法案の規制の対象となつております商品投資の対象は商品取引所法に規定されております商品が中心となつておりますまして、この商品のうち農林水産物資にかかる商品投資事業を公正かつ円滑にするということと同時に、投資家の保護を図るということが従来から農林水産大臣の権限及び責任ではないかといたしております。

○三木忠雄君 大蔵省、金融一元化という問題から考えると、この商品ファンドの問題が垣根論争の問題には抵触しない方向ですか。

○説明員(堀田隆夫君) ただいま金融制度の改革の問題につきまして、大蔵省で、あるいは大蔵大臣の諮問機関であります金融制度調査会なり証券取引審議会で御議論いただいております。

この商品ファンドは、先ほど申し上げましたように金融商品であるということで私どもも関与さないといふことです。大蔵省ですか、農水省。簡単に答えてください。

この法律案が三省共管になつてゐる点ですね、この点について各省から、非常に事務が煩雑になつたりあるいは不公平が出るだらうという、将來出てくるんですけれども、三省で共管をしなければならなかつた経緯、これを簡単に三省庁答弁してください。簡単にやつてください、要点だけいいから。

○政府委員(坂本吉弘君) 本法で考えております商品ファンドの対象は、法律上、主として商品に投資をするということでございまして、投資資金額のうち五〇%を商品投資が占めるものをこの対象といたしております。

御指摘のように、アメリカでいわゆる商品ファンドとして形成されこれが販売されておりますものは、その内容は日々に分かれますけれども、有価証券が比率がさらになくなつておりますので、物價証券の比率が非常に高くなつておりますと、商品が二〇ないし三〇といったようなものもございまして、残りはいわゆる有価証券で占められているといつたようなものが多いようになります。

○三木忠雄君 そうしますと、大蔵省として商品の比率を今五〇%とこの法律で決めていますね。

しかし、これを二〇%アメリカ方式に、やはり投資家の保護という立場から立つと、国債とか債券とか株式を入れた方が商品ファンドとして安定性があるわけです。投資家のためになるわけです。

商品投資というのは非常にやつぱりある意味では、農林省、通産省に語弊があるかもしれないけれども、ある程度危険性も、ハイリスク、ハイターンでよ、商品投資の場合は。

そう考えますと、やはり安定性を考えた場合に、商品投資の比率を五〇%から下げて二〇%ぐらいまで持つていきたくなると、証券会社あるいは銀行、投資信託銀行、ここらとの垣根論争の問題点にあると考えておりまして、この問題で金融制度の改革に不測の影響を与えるといふようなことは私どもはない、それなりに何といいますかおさまりのいいところにおさまっていると考えております。

○三木忠雄君 そうすると、おさまりがよければ、この商品ファンドの商品の比率は通産省大体どのくらい見ていてるんですか。アメリカでは大体一五%ぐらいですよね。私の友人にもシカゴの商品取引所の理事長との前懇談したことがあるんですけども、日本の商品ファンドとアメリカの商品

品ファンドの違いはどこですか。

○政府委員(坂本吉弘君) 本法で考えております商品ファンドの対象は、法律上、主として商品に投資をするということでございまして、投資資金額のうち五〇%を商品投資が占めるものをこの対象といたしております。

御指摘のように、アメリカでいわゆる商品ファンドとして形成されこれが販売されておりますものは、その内容は日々に分かれますけれども、有価証券の比率が非常に高くなつておりますので、物價証券の比率がさらになくなつておりますと、商品が二〇ないし三〇といったようなものもございまして、残りはいわゆる有価証券で占められているといつたようなものが多いようになります。

○三木忠雄君 そうしますと、大蔵省として商品の比率を今五〇%とこの法律で決めていますね。

しかし、これを二〇%アメリカ方式に、やはり投資家の保護という立場から立つと、国債とか債券とか株式を入れた方が商品ファンドとして安定性があるわけです。投資家のためになるわけです。

商品投資というのは非常にやつぱりある意味では、農林省、通産省に語弊があるかもしれないけれども、ある程度危険性も、ハイリスク、ハイターンでよ、商品投資の場合は。

そう考えますと、やはり安定性を考えた場合に、商品投資の比率を五〇%から下げて二〇%ぐらいまで持つていきたくなると、証券会社あるいは銀行、投資信託銀行、ここらとの垣根論争の問題点については、その数字的なところは私お答えできませんけれども、それを専門家の数と申しますのは、その取り扱う商品ファンドの規模及び種類に応じて、少なくとも、当該商品について専門の知識を有する者を一つのプロジェクトについて十分張りつけられる程度の人の構成が必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

○説明員(堀田隆夫君) 私ども大蔵省で所管している金融商品といたしまして、証券投資信託といふのがございます。これは主として有価証券に運用するというものでございまして、これに対しまして、この法案で今御審議いただいております商品ファンドは主として商品に運用するというものの委員長(名尾良孝君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後三時三十分まで休憩いたします。

なつたものである。

その商品ファンドにおいて有価証券に運用することはあり得るわけでありまして、当然一定の割合を想定しておりますけれども、それはあくまで商品ファンドの枠組みの中で余裕金なりあるいは余裕資金の運用という形で行われる。そこは別ものでありますけれども、それは私ども、外国投信、外國の証券投資信託として証取法上の規制を行つておる、もつて投資家保護を図つておるということがあります。

○三木忠雄君 時間が来たからもう深くやりませんけれども、もう一つ通産省の方へ伺つておきたいたい。

○政府委員(坂本吉弘君) 商品投資顧問業者には、この商品投資に関して知識、経験を有する者は、この商品投資に関する専門家といふのはどのくらい要るのなんですか。あるいはこの投資顧問会社にどれくらいの専門家を配置しなきやならないと考へておるんですか。あるいはこの投資顧問業の許可条件を教えていただきたい。

○説明員(堀田隆夫君) 商品投資顧問業者には、この商品投資信託といふのは非常にやつぱりある意味では、農林省、通産省に語弊があるかもしれないけれども、ある程度危険性も、ハイリスク、ハイターンでよ、商品投資の場合は。

そう考えますと、やはり安定性を考えた場合に、商品投資の比率を五〇%から下げて二〇%ぐらいまで持つていきたくなると、証券会社あるいは銀行、投資信託銀行、ここらとの垣根論争の問題点については、その数字的なところは私お答えできませんけれども、それを専門家の数と申しますのは、その取り扱う商品ファンドの規模及び種類に応じて、少なくとも、当該商品について専門の知識を有する者を一つのプロジェクトについて十分張りつけられる程度の人の構成が必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

午後零時三十七分休憩

○委員長(名尾良孝君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案及び商品投資に係る事業の規制に関する法律案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○市川正一君 最初に、産業技術改正案について伺います。

まず、第三条第一項の改正点がありますが、一般的にいって、研究開発を進める場合に、国際的に協調することの重要性あるいは国際的な産業技術水準の向上に貢献すべきであるということは、至極当然のことだと思うんですね。それを法律に明示しなければ研究ができるないというものではないと思うんですが、あえて条文に書き込まれた意味合いは何でございましょうか。

○政府委員(山本幸助君) 市川先生御高承のとおり、日本の場合戦後の経済発展期には大変旺盛にアメリカ、ヨーロッパから技術導入を図ってきたわけでございます。昨今は日本の技術水準も相当な水準になっておりますけれども、日本の場合には、一つには公的部門のウエートが少ないこと、二つ目には、民間も基礎研究よりもどうしても製品化の技術開発に力点を置くというようなことで、どうも基礎研究が比較的弱い、そのためアメリカ、ヨーロッパに技術移転も少ない。そういうことで、国際的な産業技術水準の向上に貢献するという度合いは非常に薄いと言われております。こうした状況にかんがみまして、技術面でも国際社会に積極的に貢献していくことが必要である、そういうことで、そうした方向での政府等の姿勢を明らかにするというのが趣旨でございまます。

○市川正一君 そうすると、基本姿勢ということ

なんですけれども、さらに十一條について伺いますが、「我が国の産業技術に関する知識の外国法人等における活動を促進し、産業技術の分野における国際的な貢献に資するよう特に配慮しなければならない」、こう述べております。

そうしますと、この規定は、発展途上国に対する研究開発を援助するというならば理解できるんですが、そうでなく、一般的な国際共同研究を進める場合を規定しているとすれば、共同研究は平等互恵の立場から参加するすべてのものがひとしくその成果を活用できるというものでなければならぬと思うんですが、言うならば、言わざもがなる規定をなぜ置いていらっしゃるのかひつかかるんですが、どうでしょうか。

○政府委員(山本幸助君) 確かに、国際常識的には先生のおっしゃるとおりかもしれません。ただ、日本の場合は、先ほど申しましたように、どうしても日本側の方が、アメリカ、ヨーロッパあるいは発展途上国も含めまして、技術移転が少ない、

昨今では技術たた乗り論というものが批判されております。そうしたことを考えまして、ここで念のためといいますか確認的に宣言したということです。

○市川正一君 今いみじくも本音が出ましたので、ひつかかるのはやっぱり私の方の感覚が正確やつたなど自負するんですが、結局何か日本の負い目とか引き目みたいなのが感ずるを得ぬとい

わゆるアメリカの技術たた乗り論の攻撃に対する防御というか、言いわけというか、ということであえてはめ込んだというふうに言わざるを得ぬと

いうことをまず指摘させていただきたいと思います。

そこで、第十条の規定は国際共同研究の成果の

取り扱いを定めたものであります、この規定の対象になる国際共同研究を相手の国別に分類する

と、結果的にアメリカ企業に多く委託することにな

ると思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(山本幸助君) 具体的なテーマとい

のはいろいろ候補がござりますけれども、アメリカに主として利するんではないかという御指摘でございますけれども、基本的にこのプロジェクトに参加する外企企業の場合、研究開発のボテン

シャルがありさえすれば国籍を問わず広くいうことで、アメリカはもちろんヨーロッパあるいは

ロッパのロールスロイス、それからスネクマ、それにアメリカのプラット・アンド・ホイットニー、GEということで日本欧でやっています。

それから、昨今非常に力を入れておりますIMS

という二十一世紀型の生産システムをつくろう

ます。

また、実際に対象とする共同研究の要件としまして、その研究を遂行するに外企企業の参加が効果的である、そういう旨の要件を定める予定でございまして、そういうことから、参加する外企企

業は研究開発能力が非常に高いということが前提でございます。そういう意味で、日本とともに相互通りにメリットを受けるということになるだろうと

いうふうに考えております。

○市川正一君 確かに建前としてはそうなんですが、私は結果としては、アメリカが非常に大きな比重を持つだろうということを予測し、また指摘せざるを得ぬのです。

というのは、ここに私「国際共同研究の事例及び今後予想されるテーマ」というリストをちようだいたしておりますけれども、これを拝見いたしましたが、結局今後予想されるプロジェクトの中にはスタンフォード、アメリカの名前も挙がつておられますし、また実際政治的に見ますと、日本

経済摩擦や技術摩擦などの対応について政府の日本米関係重視の外交姿勢を、これを重ね合わせておりまして、さらにはまた、ここに私は日米科学技術協力協定のもとでのテーマ一覧をちようだしてお

りますが、結局政府間の協力が進みますと政府の委託研究もそれに沿って進行するであろうということは論をまちません。

したがつて、結果として共同研究の相手を国別に見ると、アメリカが多くなるということになる

ことは論をまちません。

○政府委員(山本幸助君) 今回の措置の対象とな

るのは、産業技術、これは実は定義がございま

るが、「鉱業及び工業の技術のうち通商産業省の所掌に係るもの」と二条に書いてございますが、こ

れの技術の開発のための委託研究でございますの

で、いわゆる武器技術の開発のための研究というものは想定していないということでございます。

○市川正一君 想定していないけれども、今度の

湾岸戦争見ておりましても、いろんなハイテクを

利用した兵器ですね、テレビでいろいろ紹介されおりますが、そういうものには使わないということをやつぱり明記すべきだと思うんですが、そ

○政府委員(山本幸助君) 御指摘のように、例え半導体にしろあるいは新素材なども、そういうものは、民生用として開発した場合にも当然軍事用にも使われ得るということでございます。しかし、そうした場合に民生用の技術が軍事用にも使われるということでもって、これについて特別扱いをするということになりますと、一般的な技術開発を阻害するということになりますので、いわゆるデュアルユースと呼んでおりますけれども、こうした技術につきましては、民生用ということに着目して対処したいというふうに考えております。

○市川正一君 私は、そこの一線はやっぱり日本

としては明確にすべきだというふうに思うんです。が、結局軍事利用の防止を明確に規定されないといふことにならざるを得ぬと思うんです。

そこで、そういう保証もないし、そしてまた、プロジェクトも圧倒的にアメリカとの共同研究が事実としてあえていくことにならざるを得ぬと思うんです。

のねらいが、我が国が資金を負担する研究、つまり國またはNEDOの委託による共同研究の成果を無償ないしは廉価で事実上アメリカにこれを引き渡すということにならざるを得ぬと思うんです

が、支出される委託研究費というのは国民の税金であり、その成果は国民の財産だと私は思うんですけど、財政法第九条の精神から見ても、適正な対価を求めるのが当然ではなかろうかと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(山本幸助君) 國際共同研究の場合には、各国の企業も入るわけでございます。

実際の各国の制度を見ますと、特にヨーロッパは、成果は実際に研究開発した人に帰属するあるいは無償で使わせる、アメリカあたりでは、帰属は必ずしも企業ではございませんけれども、無償で使わせております。

そうした各国の企業と共同研究する場合につきましては、それと同じレベルの内容にしないと共同研究が進まないという状況にござります。今回レシプロシティーということを一つの原則とい

ば半導体にしろあるいは新素材なども、そういうものは、民生用として開発した場合にも当然軍事用にも使われるということでもって、これについて特別扱いをするということになりますと、一般的な技術開発を阻害するということになりますので、いわゆるデュアルユースと呼んでおりますけれども、こうした技術につきましては、民生用ということに着目して対処したいというふうに考えております。

○市川正一君 山本さんの今のお答えなんですが

先ほど指摘しましたように、実際に入つてくる企業というものは相当技術能力の高い企業でござりますので、日本の側もメリットを受け、またアメリカ、ヨーロッパもメリットを受けるという形の

共同研究が進むものというふうに考えておりま

す。

○市川正一君 山本さんの今のお答えなんですが

れども、国際共同研究に参加するのは個人である場合ももちろん否定されません、排除されていません。しかし、圧倒的多数のプロジェクトは、それがアメリカであるにしろまたそれが日本であ

るにしろ、事実上相当の研究開発力のある大企業におよそ絞られてくる、限られてくるということは、これまで事実だと思うんです、個人を決して

排除するものではありませんけれども。

その場合、その大企業が国の資金で実施した研究の成果だからといって、じゃ、その技術を利用

した製品の価格を引き下げて売り出すことをする

んでしょうか。そうはないと思うんです。きよ

うも昼夜みに他の同僚議員とその点で意見交換をいたしまして、恐らくそうにはならぬだろうとい

うそういうやりとりもござります。そうすると、大企業だけが結果としてもうかることに国民の税金を使わせるというのは、果たしていかがなもの

だらうかとやっぱりひつかかるんです、私、根が正直ですから。

○市川正一君 おつしやったように、ヨーロッ

パでアメリカでいろいろの外國の事例も確かにあります。しかし、國の研究費の支出の仕方

にいろいろ差があるのは、その成り立ちから当然

と言つてはおかしいけれども、歴史的条件が違う

わけです。それを一律に統一しなければならない

んですが、そのための新しい國立研究機関の着想もあるというふうに聞いております。これは非常

に大事な問題なので別の機会に譲ることといたしまして、こうした新しい動向の一方で、現在の國

公立の試験研究機関は改善すべき多くの課題を抱えています。

それは、工業技術院傘下の試験研究所も例外で

たしております。そうした各國の企業が入った共同研究の場合は、各國の制度の事情に応じてそれと同じような制度内容にしようということでございます。

○市川正一君 私が開発する場合については、ブリコンペティティブというのが合い言葉になつておられますので、日本の側もメリットを受け、またアメリカ、ヨーロッパもメリットを受けるという形の

企業というものは相当技術能力の高い企業でござりますので、日本の側もメリットを受け、またアメリカ、ヨーロッパもメリットを受けるという形の

企業といふことは、もしかそういうことでござります。

○市川正一君 山本さんの今のお答えなんですが

れども、国際共同研究に参加するのは個人である場合ももちろん否定されません、排除されていません。しかし、圧倒的多数のプロジェクトは、それがアメリカであるにしろまたそれが日本であ

るにしろ、事実上相当の研究開発力のある大企業におよそ絞られてくる、限られてくるということは、これまで事実だと思うんです、個人を決して

排除するものではありませんけれども。

その場合、その大企業が国の資金で実施した研究の成果だからといって、じゃ、その技術を利用

した製品の価格を引き下げて売り出すことをする

んでしょうか。そうはないと思うんです。きよ

うも昼夜みに他の同僚議員とその点で意見交換をいたしまして、恐らくそうにはならぬだろうとい

うそういうやりとりもござります。そうすると、大企業だけが結果としてもうかることに国民の税金を使わせるというのは、果たしていかがなもの

だらうかとやっぱりひつかかるんです、私、根が正直ですから。

○市川正一君 おつしやったように、ヨーロッ

パでアメリカでいろいろの外國の事例も確かにあります。しかし、國の研究費の支出の仕方

にいろいろ差があるのは、その成り立ちから当然

と言つてはおかしいけれども、歴史的条件が違う

わけです。それを一律に統一しなければならない

んですが、そのための新しい國立研究機関の着想もあるというふうに聞いております。これは非常

に大事な問題なので別の機会に譲ることといたしまして、こうした新しい動向の一方で、現在の國

公立の試験研究機関は改善すべき多くの課題を抱えています。

それは、工業技術院傘下の試験研究所も例外で

あります。例えれば、研究者の数は日本全体ではふえ

ております。ところが、國立だけをとつてみると、

そこで、通産大臣に、この問題の最後にお伺いいたしたいのですが、広い意味での研究環境を改善する問題は、古くなつた施設をただ更新

するのではなく、根本的に見直して、より効率的な研究環境を構築するためには、新たな施設の建設も必要となる

う見解を申し述べますので、もし何かあつたらひ

とつ。

○政府委員(山本幸助君) 実は、こうした国際共

同研究、國が開発する場合につきましては、ブリコンペティティブというのが合い言葉になつてお

りますので、日本の側もメリットを受け、またアメリ

カ、ヨーロッパもメリットを受けるという形の

企業といふことは、もしかそういうことでございま

す。

○市川正一君 おつしやったように、ヨーロッ

パでアメリカでいろいろの外國の事例も確かにあります。しかし、國の研究費の支出の仕方

にいろいろ差があるのは、その成り立ちから当然

と言つてはおかしいけれども、歴史的条件が違う

わけです。それを一律に統一しなければならない

んですが、そのための新しい國立研究機関の着想

もあるというふうに聞いております。これは非常

に大事な問題なので別の機会に譲ることといたしまして、こうした新しい動向の一方で、現在の國

公立の試験研究機関は改善すべき多くの課題を抱えています。

それは、工業技術院傘下の試験研究所も例外で

あります。例えれば、研究者の数は日本全体ではふえ

ております。ところが、國立だけをとつてみると、

そこで、通産大臣に、この問題の最後にお伺いいたしたいのですが、広い意味での研究環境を改善する問題は、古くなつた施設をただ更新

するのではなく、根本的に見直して、より効率的な研究環境を構築するためには、新たな施設の建設も必要となる

う見解を申し述べますので、もし何かあつたらひ

とつ。

○政府委員(山本幸助君) 実は、こうした国際共

同研究、國が開発する場合につきましては、ブリコンペティティブというのが合い言葉になつてお

りますので、日本の側もメリットを受け、またアメリ

カ、ヨーロッパもメリットを受けるという形の

企業といふことは、もしかそういうことでございま

す。

○市川正一君 おつしやったように、ヨーロッ

パでアメリカでいろいろの外國の事例も確かにあります。しかし、國の研究費の支出の仕方

にいろいろ差があるのは、その成り立ちから当然

と言つてはおかしいけれども、歴史的条件が違う

わけです。それを一律に統一しなければならない

んですが、そのための新しい國立研究機関の着想

もあるというふうに聞いております。これは非常

に大事な問題なので別の機会に譲ることといたしまして、こうした新しい動向の一方で、現在の國

公立の試験研究機関は改善すべき多くの課題を抱えています。

それは、工業技術院傘下の試験研究所も例外で

あります。例えれば、研究者の数は日本全体ではふえ

ております。ところが、國立だけをとつてみると、

そこで、通産大臣に、この問題の最後にお伺いいたしたいのですが、広い意味での研究環境を改善する問題は、古くなつた施設をただ更新

するのではなく、根本的に見直して、より効率的な研究環境を構築するためには、新たな施設の建設も必要となる

う見解を申し述べますので、もし何かあつたらひ

とつ。

○政府委員(山本幸助君) 実は、こうした国際共

同研究、國が開発する場合につきましては、ブリコンペティティブというのが合い言葉になつてお

りますので、日本の側もメリットを受け、またアメリ

カ、ヨーロッパもメリットを受けるという形の

企業といふことは、もしかそういうことでございま

す。

○市川正一君 おつしやったように、ヨーロッ

パでアメリカでいろいろの外國の事例も確かにあります。しかし、國の研究費の支出の仕方

にいろいろ差があるのは、その成り立ちから当然

と言つてはおかしいけれども、歴史的条件が違う

わけです。それを一律に統一しなければならない

んですが、そのための新しい國立研究機関の着想

もあるというふうに聞いております。これは非常

に大事な問題なので別の機会に譲ることといたしまして、こうした新しい動向の一方で、現在の國

公立の試験研究機関は改善すべき多くの課題を抱えています。

それは、工業技術院傘下の試験研究所も例外で

あります。例えれば、研究者の数は日本全体ではふえ

ております。ところが、國立だけをとつてみると、

そこで、通産大臣に、この問題の最後にお伺いいたしたいのですが、広い意味での研究環境を改善する問題は、古くなつた施設をただ更新

するのではなく、根本的に見直して、より効率的な研究環境を構築するためには、新たな施設の建設も必要となる

う見解を申し述べますので、もし何かあつたらひ

とつ。

○政府委員(山本幸助君) 実は、こうした国際共

同研究、國が開発する場合につきましては、ブリコンペティティブというのが合い言葉になつてお

りますので、日本の側もメリットを受け、またアメリ

カ、ヨーロッパもメリットを受けるという形の

企業といふことは、もしかそういうことでございま

す。

○市川正一君 おつしやったように、ヨーロッ

パでアメリカでいろいろの外國の事例も確かにあります。しかし、國の研究費の支出の仕方

にいろいろ差があるのは、その成り立ちから当然

と言つてはおかしいけれども、歴史的条件が違う

わけです。それを一律に統一しなければならない

んですが、そのための新しい國立研究機関の着想

もあるというふうに聞いております。これは非常

に大事な問題なので別の機会に譲ることといたしまして、こうした新しい動向の一方で、現在の國

公立の試験研究機関は改善すべき多くの課題を抱えています。

それは、工業技術院傘下の試験研究所も例外で

あります。例えれば、研究者の数は日本全体ではふえ

ております。ところが、國立だけをとつてみると、

そこで、通産大臣に、この問題の最後にお伺いいたしたいのですが、広い意味での研究環境を改善する問題は、古くなつた施設をただ更新

するのではなく、根本的に見直して、より効率的な研究環境を構築するためには、新たな施設の建設も必要となる

う見解を申し述べますので、もし何かあつたらひ

とつ。

○政府委員(山本幸助君) 実は、こうした国際共

同研究、國が開発する場合につきましては、ブリコンペティティブというのが合い言葉になつてお

りますので、日本の側もメリットを受け、またアメリ

カ、ヨーロッパもメリットを受けるという形の

企業といふことは、もしかそういうことでございま

す。

○市川正一君 おつしやったように、ヨーロッ

パでアメリカでいろいろの外國の事例も確かにあります。しかし、國の研究費の支出の仕方

にいろいろ差があるのは、その成り立ちから当然

と言つてはおかしいけれども、歴史的条件が違う

わけです。それを一律に統一しなければならない

んですが、そのための新しい國立研究機関の着想

もあるというふうに聞いております。これは非常

に大事な問題なので別の機会に譲ることといたしまして、こうした新しい動向の一方で、現在の國

公立の試験研究機関は改善すべき多くの課題を抱えています。

それは、工業技術院傘下の試験研究所も例外で

あります。例えれば、研究者の数は日本全体ではふえ

ております。ところが、國立だけをとつてみると、

そこで、通産大臣に、この問題の最後にお伺いいたしたいのですが、広い意味での研究環境を改善する問題は、古くなつた施設をただ更新

するのではなく、根本的に見直して、より効率的な研究環境を構築するためには、新たな施設の建設も必要となる

う見解を申し述べますので、もし何かあつたらひ

とつ。

○政府委員(山本幸助君) 実は、こうした国際共

同研究、國が開発する場合につきましては、ブリコンペティティブというのが合い言葉になつてお

りますので、日本の側もメリットを受け、またアメリ

カ、ヨーロッパもメリットを受けるという形の

企業といふことは、もしかそういうことでございま

す。

○市川正一君 おつしやったように、ヨーロッ

パでアメリカでいろいろの外國の事例も確かにあります。しかし、國の研究費の支出の仕方

にいろいろ差があるのは、その成り立ちから当然

と言つてはおかしいけれども、歴史的条件が違う

わけです。それを一律に統一しなければならない

んですが、そのための新しい國立研究機関の着想

もあるというふうに聞いております。これは非常

に大事な問題なので別の機会に譲ることといたしまして、こうした新しい動向の一方で、現在の國

公立の試験研究機関は改善すべき多くの課題を抱えています。

それは、工業技術院傘下の試験研究所も例外で

あります。例えれば、研究者の数は日本全体ではふえ

ております。ところが、國立だけをとつてみると、

そこで、通産大臣に、この問題の最後にお伺いいたしたいのですが、広い意味での研究環境を改善する問題は、古くなつた施設をただ更新

するのではなく、根本的に見直して、より効率的な研究環境を構築するためには、新たな施設の建設も必要となる

う見解を申し述べますので、もし何かあつたらひ

とつ。

○政府委員(山本幸助君) 実は、こうした国際共

同研究、國が開発する場合につきましては、ブリコンペティティブというのが合い言葉になつてお

りますので、日本の側もメリットを受け、またアメリ

カ、ヨーロッパもメリットを受けるという形の

企業といふことは、もしかそういうことでございま

す。

○市川正一君 おつしやったように、ヨーロッ

パでアメリカでいろいろの外國の事例も確かにあります。しかし、國の研究費の支出の仕方

にいろいろ差があるのは、その成り立ちから当然

と言つてはおかしいけれども、歴史的条件が違う

わけです。それを一律に統一しなければならない

んですが、そのための新しい國立研究機関の着想

もあるというふうに聞いております。これは非常

するという消極的な立場じゃなしに、國民のニーズに対応した基礎的、先進的研究を促進するとして強化するという前向きな姿勢で取り組む必要があると思うのです。大臣も御承知かと思しますが、雨漏りのするような宿舎、時代おくれの機器、精度の極めて低い計測器、こういうものを放置して、センター・オフ・エクセレンスということにはならぬと思うんです。

そこで、まず建設省に、この工業技術院を初めとした筑波の研究施設、宿舎も含みますが、この改善計画はどうなっているのかということと、それから筑波センターの施設、設備を積極的に改善するために計画的に取り組む必要があると考えますが、通産大臣の御所見を承りたいと思います。先に建設省の方から。

○説明員(照井進一君) お答えいたします。

筑波研究園都市におきます国の試験研究機関につきましては、昭和五十四年度に概成をしたわけでございまして、建設省といたしましては、それ以来良好な維持保全ということを的確に行うとして必要な指導、助言を行つてきましたところでございます。

しかしながら、今先生がおっしゃったように、これらの施設も十数年を越しまして、またそういうこともございまし、またあそこの筑波地区の水質、土壤が施設にいろいろな悪影響を及ぼすということもござります。また、施設全体が同じ時期に建設されたということで、今後修繕関係につきましては非常に急激な増大を見るんではないかという予想がされております。それで、それに従いまして建設省といたしましては、現在一応いろいろな計画を立てておりますが、当面緊急的に整備しなきやならないもの、それから執務環境の維持に必要不可欠なもの、そういうものの修繕につきまして重点的かつ計画的に実施をするつもりでございます。このことにつきましては、今後も、各関係機関と緊密な連携を図りつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○国務大臣(中尾栄一君) 私は、先ほどから先生の御高見を聞いておりまして、非常に参議院の商工の先生方が御勉強なさっておられることはつと多かった山本局長とのやりとりを聞いておりまして、私どもは日本欧ということを主体的に考えていくことが多いのでございましたが、ただ一点、ちょっと私がそのように思うんで、些少でございましょうか、委員と私どもとの間に世界観の違いも多少あります。ただ、それはそれといったしまして、あくまでも研究設備につきましては、工業技術院の試験研究所が社会の要請に基づく研究や先導的技術革新の目となるよう研究開発を行つていくためには、高性能な設備を保持する必要があるわけございまして、工業技術院としてはこれまでこれらの設備の整備に努めてきたところでございます。今後とも、これはもう通産省だけが責めを負うものでもございますが、関係各省庁との緊密な連携を図りまして、そして積極的なおかつ果敢に施設や設備面の整備に努めてまいりたい、このように考へておる次第でございます。

○市川正一君 それでは、商品ファンダ法の質問に移らせていただきます。

まず、この商品ファンダには、その対象となる商品の実需者の参加が果たして必然なのかどうかという問題を提起せざるを得ぬのです。

商品の先物取引などにはそれぞれの商品の需要者がリスクヘッジのために参加するものであります。しかしした意味での需要者は商品ファンダの場合は必然ではないと私は思うんです。もちろん、ある商品の需要者が商品ファンダに投資することにはあり得ますけれども、必然であるのかどうか、この点はどう認識なさい。

○政府委員(坂本吉弘君) ただいま御指摘の点でございますけれども、商品ファンダは確かに当業者は必ずしも参加しないというところはございますけれども、従来まで一般的な投資家が委託契約によつて、相対によつて行つておりますが、これはございませんけれども、商品ファンダは確かに当業者は必ずしも参加しないというところはございません。ただいま御指摘の点でございますけれども、従来まで一般的な投資家が委託契約によつて、相対によつて行つておりますが、これはございませんけれども、商品ファンダは確かに当業者は必ずしも参加しないといふところはございません。

第二項に定める商品投資契約及び同条第三項に定める商品投資受益権について投資者保護の立場から規制の対象にするものを政令で限定していますが、こういう規制の仕方は私は正しくないと思う。政令指定以外のところで必ず被害が発生することは、これまでの消費者保護立法の経験に照らしても明らかであります。なぜ政令で限定して、こういう抜け道とも言うべきものをつくるようなことになつたのか、その点を私はどうしてもお聞きしたい。

○市川正一君 私の持ち時間がもう迫つてしましましたので、最後に、今の坂本さんの御答弁などを踏まえながら、二点だけお伺いします。

第二十四条で禁止行為を規定しているんですけども、これは罰則規定があつません。消費者保護に関する法律が提案されたたびに常に問題にならなければ、これは罰則規定があつません。消費者保護法の作成に当たつて再三取り上げてきましたが、消費者被害が発生するのは、この禁止規定がなかなか守られないからなんです。これはこの部分です。私も割賦販売法など一連の消費者保護法の作成に当たつて再三取り上げてきましたが、消費者被害が発生するのは、この禁止規定がなかなか守られないからなんです。これが、これまでの消費者保護立法の経験からしていなかったので、これは罰則規定があつません。

第二十四条で禁止行為を規定しているんですけども、これは罰則規定があつません。消費者保護法の作成に当たつて再三取り上げてきましたが、消費者被害が発生するのは、この禁止規定がなかなか守られないからなんです。これはこの部分です。私も割賦販売法など一連の消費者保護法の作成に当たつて再三取り上げてきましたが、消費者被害が発生するのは、この禁止規定がなかなか守られないからなんです。これが、これまでの消費者保護立法の経験からしていなかったので、これは罰則規定があつません。

○政府委員(坂本吉弘君) それから第一点は、商品ファンダはどれだけ多くの投資家を参加させるかによって市場が左右されるものであり、たとえ銀行といえども外務員を使って勧説しているわけでありますから、その部分だけは消費者被害が起こらないということはあり得ないと思つてます。現に、銀行関係の不祥事件は数々あります。とすれば、適用除外規定をすべきでない。商品投資販売業者や顧問業者と同等の行為規制が必要であり、この規定は削除すべき

であるというふうに私は強く主張いたします。

以上、二点について御答弁を承って、質問を終わりたいと思います。

○政府委員(坂本吉弘君) 委員御指摘のとおり、消費者に対して不當な勧誘行為というもののが大変起こりやすい分野でございまして、私どももいたしましても、この点についてさまざま側面から行為規制を通じて、許可業者の監督に当たりたいと思つておるわけでございます。ただ、広い意味十三条におきまして、不実のことを告げたりあるいは所要の書面交付を行わないで顧客を勧誘したという場合には、直罰規定を設けておるところでござります。

御指摘の法二十四条につきましては、例えば利益を生じることが確実であるとあるいは損失は一部を負担しますよといったような、いわば若干詐欺と申しますか、だますような行為ということをどう律するかという点でございまして、その違法性というものの程度にかんがみまして、とりあえず直罰規定を設けず、これに對して業務の改善命令またはそれに違反した場合の許可の取り消し、こういったことを通じましてまず行政罰を働かせる、これらに違反した場合に罰則を設ける、こういう仕組みをとつておるところでございます。

それから、第二点の適用除外、法四十八条に關係する部分でございますけれども、この点につきましては、御指摘の銀行等におきまして本法が規定すると同程度の投資家保護が行われるといふことを前提といたしまして、それぞれの法律において投資家が保護されるということを大蔵省の方から約束と申しますが、大蔵省の方からそういう方針をいただいているところでございます。したがいまして、銀行法その他のそれの法律におきまして本法と同様の規制が行われるということを前提として適用の除外をいたすということでおきまして、他のこういった関連の類似の法令に照らしてこういう処理をいたしたところでござい

ます。

○市川正一君 終わります。

○池田治君 最初に、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律から始めます。

本法につきましては、主要な論点は御質疑が終りましたので、私は簡単に実務的なことを申し上げます。

この法律は、産業技術に関する国際共同研究を促進するため、または国際貢献をなし得るためといふ目的でございますので、法案に反対するわけではありません。むろん促進しなくちやいけない点もあるかと思いますが、二、三問題の点もまだ残つておるようでございますので、この点についてお伺いたします。

まず、特許権の帰属についてでございますが、今、国有の特許は幾つくらいあるんですか。それを今有償で使用させているということでございますが、この総額は年間幾らぐらい収益が上がるものでござりますか、お尋ねいたします。

○政府委員(杉浦賢君) お答えいたします。

三十一日現在で出願中のものも含めまして、国内での単独特許が一万三千三百九十四件、共有特許が二千五百五十二件でございます。外国に対しましては、単独特許が千三百八十九件、共有特許が七百三十三件でござります。国全体の特許については統計がございませんけれども、通産省関係が約七割というふうに聞いております。

○池田治君 たくさんあるようですが、そのうち、国際貢献に資しているだらうといふ特許の数は、幾らぐらいありますか。今、年間の収益をおっしゃいませんでしたが、これもついでにお答えください。

○政府委員(杉浦賢君) 年間の収入をお答えするのを忘れまして、失礼いたしました。

平成二年三月三十一日現在で、民間企業に対しましてライセンスをしているものは六百六十一件でございます。平成元年度の実施料収入は三億三千万円でございます。

国際貢献に資しているものはどういうことでございましたが、今まで実績がございません。

○池田治君 ございませんとおっしゃいましたが、国際貢献しているかどうかという境別もなかなか難しい問題でございまして、答弁の仕方もないのかと思いますが、特許を使用して国際的にそれを利用し、それで人類の文明、社会に役立つとすることから、マクロの世界から見れば全部国際貢献をなしているわけでしょう。それをないといふわけでもないと思うんです。だから、境別はどこに求めるかが難しい問題だと思いますが、そういう点は御答弁願えますか。

○政府委員(杉浦賢君) 国際貢献と申しますとか、外国にライセンスをしてという統計がございませんので、私の答弁の仕方がよくございませんでしたけれども、今ないと申し上げましたが、ライセンスが、特許がいろいろな形で使われるということは、その国あるいはその所属機関で出てまいりました高い、新しい技術が使われるということでござりますので、いろいろな形で産業技術などに反映してまいりまして、そういう意味では国際貢献をしているかと思います。

○池田治君 次に、今度の改正では、第十条で、「特許発明又は登録実用新案の実施について、政府の持分に係る対価を受けず、又は時価よりも低い対価を受けること。」こういう規定が置かれました。たという企業があるわけですよ、今具体的にはちょっと忘れましたけれども、一つ特許を取らなければ、もともと特許を取るまでにはかなりの時間と資本を使って開発をするわけです。それで、開発ができ上がったものは一応国有財産となつてあるわけです。国有財産である以上、収益は国民に帰属するというのが僕は日本国憲法の財産権の保障という意味でも、これは守るべきものではないかと思つております。

ただ、一つ言えることは、国際貢献という全球的規模に立った物の考え方をしなくちゃなりませんので、この対価を受けないと安くやるとかいうこともやむを得ない時代になつてきていることを解しております。しかし、国有財産として年間数億円に入るものを無償にするというところまでは

ぎりぎりに譲つて認められますけれども、この対価を払わなくていい企業の面にとつては、それがけの利益を付与するということになると思うんであります。

そこで、前の委員さんもおっしゃいましたが、やはりこれは企業の一方的な利益に資するための改正でないかと、大きさにとればこれも言えないことはないと思うんです。そこで、対価を取らないものと対価を安く取るものとを区別はどうなさつておるのか、お伺いいたします。

○政府委員(杉浦賢君) お答えいたします。対価につきましては、国際共同研究の場合でございますけれども、対価をどう決めるかにつきましては、相互主義という考え方方が基本的にございまして、その発明をした企業の本国において政府の委託にかかる研究開発の成果がどう扱われるかということを勘案して決めるように、政令で定めることにしております。

○池田治君 政令で定めるというんじゃないや、間に合はないという場合もあるのじゃないかと思います。たとえば、特許を一つ取つて莫大な金がもうかつたという企業があるわけですよ、今具体的にはちょっと忘れましたけれども、一つ特許を取らなければ、もともと特許を取るまでにはかなりの時間がかかります。たとえば薬の問題でも、薬を開発するまでには何年間もかかる、何十億という金を投資するけれども、でき上がったものは薬九層塔でただのようないもので高く売ると、それでもうかると。こういうのが特許とか実用新案権の根底にはあると思うんです。

それを政令で定めて、それで価格を置きますと、いうようなことじや間に合わない場合もあると思うんですが、こういうことは御配慮になつておりますか。

○政府委員(杉浦賢君) たびたび恐縮でござりますが、政令で定めると申しましたが、これは法

律にちゃんと書いてございまして、どうも失礼いたしました。

いずれにいたしましても、今の御質問は、そういう企業が廉価または無償で受けたときに、そこから非常に大きな収入を得たときにどう考えるかということだと思います。

最近は、国で進めるプロジェクトにつきましては研究内容が非常に基礎になつてしまいまして、従来のように既にマーケットがわかっている分野でない研究が、これからそういう分野の研究が進められることになるかと思います。そういうときには、このプロジェクトに参加する企業から見えますと、非常に基礎的なものの研究開発に自分のところの持つている人材あるいは技術力を投入して開発をするわけでございますので、そのような貢献を考えますと、それに対するインセンティブという意味から、あるいはこの点に関します国際的な状況なども勘案いたしますと、これはこのような措置が必要なのではないだらうかと考えているところでございます。

○池田治君 いすれにしろ、さつきの市川委員の質問も、特定な大企業に利益を付与するためには特許を無償で使わすというのは納得できない、こういうことでございまして、無償とは言っておられませんが、廉価は取ると規定にございますが、廉価の基準をどの程度キヤッヂできるかといふことを通産当局としては御配慮を早く今からいただきたいとかよう思つておりますので、強く要望しております。

次は、商品ファンドの方に移ります。この法律が制定されると、主務大臣の許可を受けなければ営業を行つてはならないということになりますが、なぜ許可制のような厳しい規制を行う必要があるのか。行政指導ぐらいができるんではないか。投資家保護の必要性は十分考えておりますけれども、余り規制規制ということになると、自由主義国家の自由が損なわれて、憲法の保障する営業の自由の不当な制限になるのではない。こうなると、官僚主義の国家になつてしまふ。

んじゃないだろうかと、こういう一面理解ができますか。

○國務大臣(中尾栄一君) 池田委員にお答えいたしました。

商品ファンダムは、投資の仕組みが複雑であります上に、不適切な運用が行われること、投資家に不測の損害を与えることになるというようなことから、販売際しましては投資家に対して十分な説明を行うことが必要でございまして、また運用につきましては十分な商品知識を有する者に任せることが必要であろうと思うのでございます。実際にには、商品投資につきましては、昨年六月に検挙されましたティビーシー事件等、一般投資家を巻き込んだ大きな被害が発生していたところでござります。

そこで、投資家の被害を未然に防止するためには、許可制をまず導入しまして、許可の基準に合致しない不適格な業者の算入を防ぐということが必要不可欠ではなかろうかと。また、本法においては許可制を設けること自体が営業の自由を不当に制限するものではないと、このように私どもは考へておられる次第でござります。

○池田治君 被害者保護という点では大臣の御説明も十分納得できるわけでございますが、余りにも細かい規制をなさると営業の自由の侵害といふことになりますので、その点の調和を十分とつていただきたい、かようにお願ひをしておきます。

○國務大臣(中尾栄一君) はい。

○池田治君 次に、法律の第三条、「商品投資販売業は、主務大臣の許可を受けた法人（外国法人について）は、国内に営業所を有するものに限る。」となつております。第三十条、「商品投資顧問業は、主務大臣の許可を受けた株式会社（外国法人について）は、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものに限る。」となつております。三十条は、株式会社といふものが明定されておりますけれども、三条には、「許可を受けた法人」という形で、会社名、法人の名前が記載されてお

りませんが、これはどうじうとございましょうか。

○政府委員(坂本吉弘君) 御指摘の点につきましては、いずれも投資家保護を図るという見地からいわば業務の継続性を求めるものでございました。例えば個人の場合でござりますと、せっかく顧客といわば長期にわたる契約を結びました、顧客といいわば長期にわたる契約を結びました、中途で死亡その他の事故、それによって契約関係が切れるといったようなことのないよう、いわば業務の継続性を求めるために法人要件を課したものでござります。

なお、このうち、商品投資顧問業者につきましては、商品投資につきましては、昨年六月に検挙されたティビーシー事件等、一般投資家を巻き込んだ大きな被害が発生していたところでござります。

そこで、投資家の被害を未然に防止するためには、許可制をまず導入しまして、許可の基準に合致しない不適格な業者の算入を防ぐということが必要不可欠ではなかろうかと。また、本法においては許可制を設けること自体が営業の自由を不当に制限するものではないと、このように私どもは考へておられる次第でござります。

○池田治君 被害者保護という点では、第五条で列記されておるので十分じゃないかと思います。

私が質問したのは、株式会社と一方では明定して一方には法人とだけされておるので、その法人は何を目指しておられるかということを質問しました。法人といましても、財團法人もあれば社団法人もある、株式会社もあれば有限会社もある、合資会社もあれば合名会社もある。こういう法人がたくさんあるんでございまして、何を目指して法人ということだけを書かれたかと、こういう質問でございます。

○政府委員(坂本吉弘君) 私ども、有限会社、合

社でもよろしいということでござりますか。

○政府委員(坂本吉弘君) そうでござります。

○池田治君 そこで、ちょっと問題になるのは、資契約といふものは、第二条の二項一号ではこれは匿名組合の契約である、こういう御説明を受けました。第二号の方は民法上の任意組合契約である、こういうことを聞いております。また、三号は外国法人の場合でございますのでこれは別としてまして、特に匿名組合といふのは、商行為をやるもののが目的でございますので、ある程度問題はないかと思います。

民法上の組合といふものは、もともと商行為を目的としたものではなくて、一個の人間では事業を大変重く見ておりまして、いわば顧客の財産を預かり、その投資判断の一任を受けて行う、そういう責務を有する業者でございます。その場合には、みずから財産の基礎というものを正確に明確に仕分けをいたしまして、帳簿の記載その他に関して厳しい規制を受けております株式会社にすることが必要ではないか、そういう意味で投資販売業者に比べてその要件を加重したところでござります。

○池田治君 業務の継続性という点では、第五条で列記されておるので十分じゃないかと思います。

ただいま池田委員の御指摘ではござりますけれども、私どもいたしましては、民法上の組合と申しますのは、複数の当事者が集まりまして、それぞれが出資を行い、共同の事業を行うということを約束する契約であると考えております。そして、そのうちの一人にいわゆる業務の執行というものを任せると、この場合には、この場合には、個人である法人であるか、いわば業務執行の委任を受ける者というものであれば、こういうファンダムのような事業に対しても任意組合を形成できるものというふうに考えておるところでござります。

○池田治君 私も、三十年前の法律知識でござ

ますので、御答弁に対しても真っ向から法理論を展

開するつもりはございませんが、もともと民法というものは利益を主体としてやっている法律じゃないですよね。お互いが共同の目的でやっていこうという事業のことを規定するのが民法上の組合契約だらうと思うんです。

それを、商品ファンドのよう商行為中最も商行為が激しいといつて商売の規定に、このままこの規定を適用しても構わないと言われる答弁は、いささか私は抵抗を感じますが、これは私もまだ確信はございませんので、もう一度調べ合わせてみたい、こう思つておりますが、少なくとも私は、商品ファンドの中で組合契約を入れるということは、おかしい理論だと思つております。局長の方ももう一度御研究してください。

○政府委員(坂本吉弘君) 委員御指摘のとおり、実態的には、商品ファンドにおきまして例えば信託銀行を活用するというようなケースが多いかと存じますし、またこの一号で考えておりますいわゆる匿名契約、匿名組合契約という形態をとる場合が実は多いのではないかというふうに思つておられますか、ただいま御指摘の民法上の組合の妥当性という点につきましては、一応法理論的には可能だとは思つておりますが、御指摘の点でございまして、我々の方でも研究をさせていただくといふことにさせていただきたいと存じます。

○池田治君

ぜひお願ひします。

最後に、出資法との関係でございますが、この匿名組合契約や民法上の組合契約で出資者と業務執行者が契約する場合に、損害を受けたら元本は保証するよ、こういう契約にすれば一番被害者の救済になると思うんですが、ところが出資法ではできないということのようですが、この点は、通常当局はいかがお考えになつていますか。

○政府委員(坂本吉弘君) この点は、委員御示唆のとおり、私ども、出資法第一條に照らして、いわば出資の払い戻しといたしまして、出資金の全額が返つてくるかのよな、いわゆる元本保証といふことを当初から予定するのは出資法に照らしで違法ではないか、こういうふうに考へてあると

ころでございます。
○池田治君 御答弁の趣旨はわかりますけれども、もう出資法といつものは時代おくれの法律だと言られて、この問題も改正しなきゃいかぬのじやないかという学説もかなり出ているようでござります。そこで、大蔵か法務当局へ交渉して、出資法の改正を要請されるおつもりはございませんか。

○政府委員(坂本吉弘君) 本法は、確かにかなり以前に制定された法律であるという点はありますけれども、一方において国民全般に大変大きな影響と迷惑をかけた事件を機会にできた法律でもあるうかと存じます。そういう意味で、本法の意図するところというのは、やはりこいつは出資を行ふ人の利益を守るという見地から制定されたものでもございまして、法は常々それぞれ時代時代の妥当性を研究すべきものではあるとは存じますけれども、私どもとしては、第一の趣旨とするべきものというふうに考えるわけでございまして、委員御指摘の点は、法務省の方に誠実に伝えたいというふうに存じておるところでございました。

○池田治君 ゼひお願ひをいたしまして、私の質問を終ります。
○委員長(名尾良孝君) 他に御発言もないようですから、両案の質疑は終局したものと認めます。これより両案を一括して討論に入ります。
○市川正一君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました両案に対し反対の討論を行います。
○市川正一君 私は、日本共産党を代表して、たゞまず、産業技術に関する研究開発体制の整備についての法律の一部を改正する法律案についてあります。

我が党は、産業技術はもとより科学技術の発展のために、各国が平等互恵の立場で自主的に国際的な共同研究が進められるならば、積極的な役割を果たすものと考えます。また、その成果は、人類の発展と平和のために使われるべきものと考えております。

しかし、質問の中で明らかにしたように、軍事利用を阻止する歯止めもなく、日米科学技術協力協定のもとで、プロジェクトの圧倒的部がアメリカとの共同研究となることは明らかであります。

支出される委託研究費は国民の税金であり、その成果は国民の財産であります。こうした共同研究の成果に基づき、適正な対価を求めるのは当然であります。

以上の諸点から、本法案には賛成できません。次に、商品投資に係る事業の規制に関する法律案についてあります。

商品ファンドへの投資は、商品の需要者がリスクリベッジのために参加する商品先物取引などとは異なつて、投機それ自体を目的として参加する、投機のための投資であります。この投機は、参加者が多くなければうまみの出でこないものであり、必然的に一般消費者を巻き込み、被害を多発させることは自明であります。

そのため、一定の投資家保護規定を設けるを得ないのであります。その規制は、消費者保護に真に役立つ規定にはなつております。もし政府が消費者被害を出さないことを真剣に考へるならば、規制の対象となる契約や権利を政令指定制にして、悪質業者のために抜け道をつくるのではなく、禁止行為の違反には直罰がかかるようになります。銀行、信託といえども本法と同等の行為規制をかけるべきであります。

以上で両案に対する反対討論を終わります。

○委員長(名尾良孝君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。
まず、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。
本案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(名尾良孝君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
○委員長(名尾良孝君) 多数と認めました。本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決してあります。

〔賛成者挙手〕
○委員長(名尾良孝君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決してあります。

○委員長(名尾良孝君) 私は、ただいま可決されました商品投資に係る事業の規制に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合及び参院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

商品投資に係る事業の規制に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、投資者保護の徹底及び商品ファンドの健全な発展を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一、本法の規制対象に係る法第二条第一項の政令の制定・改正に当たつては、この分野における関係事業者の事業展開及び一般投資者の動向等を踏まえ、投資者保護と過剰投機防止に万全を期するよう適切に定めること。本法第二条第二項及び第三項の政令については、本法が適用されないことにより投資者が被害を被らないよう、証券取引法により十分規制

がなされるものを除き幅広く定めること。

二、本法第四十八条第一項の政令を定めるに当たっては、適用除外となる者が現に法令等により投資者保護の観点から業務を的確に遂行するよう本法と同等の顧客保護措置を取るよう指導すること。

三、許可事業者の適切な業務運営の確保のためには許可基準の人的要件が特に重要であり、特に投資顧問業については、十分信頼に値する者が投資判断に当たるよう許可の審査に万全を期するとともに、許可後においても必要な監督を行うこと。

四、一般投資者が商品投資に参加する場合、契約内容を正確に理解することが不可欠であり、過度な収益の期待を抱かせることのないよう、リスクの程度、契約解約の可否及び解約手続き、商品投資販売業者の取得する手数料等につき、交付書面等に適切に記載させるよう商品投資販売業者、商品投資顧問業者に対し十分な規制及び指導を行うこと。

五、本法が複数の主務大臣により施行されることにより、諸手続きの煩雑化や本法施行の不均衡、業者間の不公平な取扱い等をもたらすことのないよう主務大臣間の十分な調整を図るとともに、投資者保護に配慮しつつ商品用を行なうこと。

フアンの構成、販売単位等につき適切な運用を決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(名尾良孝君) ただいま梶原君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(名尾良孝君) 多数と認めます。よって、

梶原君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中尾通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中尾通商産業大臣。

○国務大臣(中尾栄一君) ただいま御決議がありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して、本法案の適切な実施に努めてまいり所存であります。

ありがとうございました。

○委員長(名尾良孝君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存りますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

第三に、改正法施行後二年内の検討その他所要の改正を行うこととしております。

第二に、地方公共団体が独自規制を行う場合には、大店法の趣旨を尊重して行うこととしております。

第三に、改正法施行後二年内の検討その他所要の改正を行うこととしております。

第一に、支援措置として、商業集積と一体となつた公共施設の整備についての配慮、商業施設についての特別償却等の税制上の特例措置、産業基盤整備基金による特定商業集積に対する債務保証等の業務追加等を規定することとしております。

次に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正す

る法律案につきまして、輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調査調整に関する法律の特例に関する法律案につきまし

る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

内外の経済的事情の変化の中で、我が国の輸入拡大への要請は極めて強いものがあり、昨年六月の日米構造問題協議の最終報告において、輸入品を扱う元り場について、いわゆる大店法の調整手続の特例を設けるべきことが指摘されておりま

す。

この法律案は、これを踏まえ、輸入を促進する

とともに、消費者の利益の増進を図るため、当分の間の措置として、大規模小売店舗内において、その店舗面積の合計が千平方メートル以下の輸入品専門売り場を設置するときは店舗面積等に関する調整を行わないものとする等の大店法の特例措

置を講じようとするものであります。

次に、特定商業集積の整備の促進に関する特別

措置案につきまして御説明申し上げます。

最近における小売業をめぐる諸情勢は急速に変化しており、消費者ニーズの多様化等新しい環境

に対応した小売商業政策が求められております。

このためには、中小小売商業の振興に配慮し、

規制緩和への要請が高まっていたところであります。本法律案は、こうした要請を踏まえ、昨年十二月にまとめられた産業構造審議会と中小企業政策審議会との合同会議の答申を踏まえて作成したものであります。

この法律案は、第一に、国が調整を行うものと都道府県知事が調整を行うものとの境界面積を現在の二倍に引き上げるとともに、調整に際して、通商産業大臣または都道府県知事から意見を聞かれた審議会が消費者等から広く意見を聞くこととしております。

第二に、支援措置として、商業集積と一体となつた公共施設の整備についての配慮、商業施設についての特別償却等の税制上の特例措置、産業基盤整備基金による特定商業集積に対する債務保証等の業務追加等を規定することとしております。

第三に、支援措置として、商業集積と一体となつた公共施設の整備についての配慮、商業施設についての特別償却等の税制上の特例措置、産業基盤整備基金による特定商業集積に対する債務保証等の業務追加等を規定することとしております。

次に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正す

る法律案につきまして、輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調査調整に関する法律の特例に関する法律案につきまし

る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

内外の経済的事情の変化の中で、我が国の輸入拡大への要請は極めて強いものがあり、昨年六月の日米構造問題協議の最終報告において、輸入品を扱う元り場について、いわゆる大店法の調整手続の特例を設けるべきことが指摘されておりま

す。

この法律案は、これを踏まえ、輸入を促進する

とともに、消費者の利益の増進を図るため、当分の間の措置として、大規模小売店舗内において、その店舗面積の合計が千平方メートル以下の輸入品専門売り場を設置するときは店舗面積等に関する調整を行わないものとする等の大店法の特例措

置を講じようとするものであります。

次に、特定商業集積の整備の促進に関する特別

措置案につきまして御説明申し上げます。

最後に、中小小売商業振興法の一部を改正する

法律案につきまして御説明申し上げます。

近年、中小小売商業者は、消費生活様式の高級

商業の健全な発展を推進することはもとより、公共施設の整備に当たっても、所要の配慮を行なうことにより、良好な都市環境の形成にも資するような望ましい商業集積を整備していくことが必要であります。

この法律案は、かかる観点から、特定商業集積の整備及びこれと一体的に設置する公共施設の整備を計画的に行なうとするものであります。このため、まず、特定商業集積の整備のために市町村が作成する基本的な構想の作成手続を定めることとしております。

第一に、支援措置として、商業集積と一体となつた公共施設の整備についての配慮、商業施設についての特別償却等の税制上の特例措置、産業基盤整備基金による特定商業集積に対する債務保証等の業務追加等を規定することとしております。

次に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正す

る法律案につきまして、輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調査調整に関する法律の特例に関する法律案につきまし

る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

内外の経済的事情の変化の中で、我が国の輸入拡大への要請は極めて強いものがあり、昨年六月の日米構造問題協議の最終報告において、輸入品を扱う元り場について、いわゆる大店法の調整手続の特例を設けるべきことが指摘されておりま

す。

この法律案は、これを踏まえ、輸入を促進する

とともに、消費者の利益の増進を図るため、当分の間の措置として、大規模小売店舗内において、その店舗面積の合計が千平方メートル以下の輸入品専門売り場を設置するときは店舗面積等に関する調整を行わないものとする等の大店法の特例措

置を講じようとするものであります。

次に、特定商業集積の整備の促進に関する特別

措置案につきまして御説明申し上げます。

最後に、中小小売商業振興法の一部を改正する

法律案につきまして御説明申し上げます。

近年、中小小売商業者は、消費生活様式の高級

化、多様化や交通体系、都市構造の変化等が進む中で、業態間競争や都市間競争が激化するなど、厳しい経営環境に直面しております。中小売商業者がこのような状況に円滑に対応できるよう、中小売商業者の近代化、高度化に向けての努力に対する支援を強化する必要があります。

本法律案は、このような観点から、中小売商業振興法の一部を改正しようとするものであります。

第一に、助成の対象となる高度化事業の範囲を拡大して、店舗の集団化、電子計算機を利用した経営管理の合理化、商店街整備等の支援の各事業の追加等を行います。

第二に、高度化事業実施の円滑化のための助成を拡充し、設備近代化資金の償還期間の延長、中小企業信用保険の付保限度額の別枠の設定等の措置を講じます。

以上が五法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、御賛同くださいま

すようお願いを申し上げます。

○委員長(名尾良孝君) 以上で五案についての趣旨説明の聽取は終わりました。

五案に対する質疑は後日行うこととしたしま

す。

○委員長(名尾良孝君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

ただいま趣旨説明を聽取いたしました五案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聽取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十五分散会

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。(予

備審査のための付託は三月二十六日)

一、商品投資に係る事業の規制に関する法律案

四月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は四月十七日)

一、輸入品専門売場の設置に関する大規模小売

店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案(予備審査のた

めの付託は四月十二日)

一、特定商業集積の整備の促進に関する特別措

置法案(予備審査のための付託は四月十二日)

一、民間事業者の能力の活用による特定施設の

整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正

する法律案(予備審査のための付託は四月十

二日)

一、中小売商業振興法の一部を改正する法律

案(予備審査のための付託は四月十二日)

第四号中正誤

ページ 段 行 誤 正

七 一 二 三 土地感 将わり
一 五 非常 非常 土地カン

四 一 五 非常 非常 非常に

第五号中正誤

ページ 段 行 誤 正
八 一 五 一 六 決め玉 決め球 正

平成三年五月十六日印刷

平成三年五月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局